

# 資料集

## ① 用語集 .....76

## ② 関係書類・書式

地域生活定着支援事業実施要領 .....	86
地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 .....	88
特別調整協力等依頼書 .....	93
福祉サービス等調整計画通知書 .....	94
支援業務協力依頼書 .....	95
支援業務協力結果通知書 .....	96
特別調整協力結果通知書 .....	97
フェイスシート（アセスメント） <small>参考資料</small> .....	98
移行計画書（導入期） <small>参考資料</small> .....	107
個人情報の取扱ガイドラインに関する合意書 <small>参考資料</small> .....	108
意見書（地域生活移行個別支援特別加算） <small>参考資料</small> .....	109
福祉サービス利用に関する個人情報使用同意書 <small>参考資料</small> .....	110

## ③ 関連機関一覧

地域生活定着支援センター .....	112
矯正管区 .....	112
刑務所・少年刑務所 .....	112
少年院 .....	114
保護観察所・地方更生保護委員会 .....	115
更生保護施設 .....	117
救護施設 .....	119
更生施設 .....	123
宿所提供施設 .....	124

関係書類・書式は付録 CD - ROM にデータを収録しております。

## ① 用語集

設置数は支所・分所を含む。  
法律用語を除いて「障がい」「障がい者」で統一。

### あ行

#### 言渡しの日(いいわたしのひ)

事件を起こした者が、裁判で判決を言い渡された日のこと。

#### 委託保護(いたくほご)

更生保護施設が保護観察所長の委託に基づき保護を行うこと。

#### 一時保護事業(いちじほごじぎょう)

更生保護事業の一つ。保護を必要とする者を更生保護施設に収容することなく、帰住のあっせん、金品の給与、貸与、生活の相談等を行うこと。各都道府県にある「更生保護協会」が実施している。

#### 一般刑法犯(いっばんけいほうはん)

「刑法犯」(p78)参照

#### 一般遵守事項(いっばんじゅんしゅじこう)

すべての保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。一般遵守事項・特別遵守事項に違反した場合は仮釈放取消等の「不良措置」がとられる。

#### 一般調整(いっばんちょうせい)

特別調整でない従来の生活環境調整制度のこと。

#### 医療刑務所(いりょうけいむしょ)

身体・精神上の疾病や障がいがある受刑者を収容する施設。薬物やアルコールの依存症も対象となる。身体、精神疾患等の者を収容する施設として東京都八王子市・大阪府堺市に、精神疾患等の者を収容する施設として愛知県岡崎市・福岡県北九州市の、全国に4か所に設置されている(平成21年4月現在)。

#### 医療少年院(いりょうしょうねんいん)

家庭裁判所によって心身に著しい故障があると審判された、おおむね14歳以上の罪を犯した少年を収容する施設。満26歳まで収容できる。

全国に2か所設置されている。(平成21年4月現在)

#### 医療保護入院(いりょうほごにゅういん)

精神保健福祉法33条に定められている精神障がい者の入院形態の一つ。

精神障がい者で、医療及び保護のために入院を要すると精神保健指定医によって診断された場合、精神科病院の管理者が本人の同意がなくても、保護者または扶養義務者の同意により、入院(4週間限定)させることができる制度。

#### 引致(いんち)

一般的には、身体を拘束した者を一定の場所又は一定のところへ強制的に連行することをいう。保護観察所にお

ける引致は、保護観察対象者に遵守事項を遵守しなかったことを疑うに足りる十分な理由がある場合等に仮釈放の取消しの申出等の前提として、所要の調査をするため、保護観察対象者を強制的に保護観察所等一定の場所に連行する必要がある場合にとられることが多い。

#### 恩赦(おんしゃ)

行政権によって、国の刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、または裁判の効力を変更もしくは消滅させる制度であり、大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権の5種類がある。

### か行

#### 確定の日(かくていのひ)

判決内容が確定する日。通常は言渡しの日から15日目であり、判決内容に不服がある場合、言渡しの日から確定の日までの15日間であれば上訴できる。

#### 家庭裁判所調査官(かていさいばんしよちょうさかん)

「少年審判」(p80)参照

#### 仮釈放制度(かりしゃくほうせいど)

受刑者を刑期満了前に釈放し、円滑な社会復帰を促進すること等を目的とする制度。①有期刑3分の1、無期刑10年を経過していること、②改悛の状があることが要件となっており、「引受人」「帰住地」があることも重要な考慮要素となる。

#### 科料(かりょう・とがりょう)

財産刑(財産の剥奪を内容とする刑罰)の一種。金額は1,000円以上1万円未満であり、刑罰の中で最も軽い。科料を完納することが出来ない者は労役場に留置され労役を行う。

#### 観護措置(かんごそち)

観護措置は、家庭裁判所が調査・審判を行うために、少年の心情の安定を図りながら、その身柄を保全するための措置である(少年法第17条第1項)。観護措置には、家庭裁判所調査官の観護に付する措置と、少年鑑別所に送致する措置とがある。

#### 帰住予定地(帰住地)(きじゅうよていち(きじゅうち))

刑務所等を退所した後、本人が帰ろうとしている場所のこと。

#### 起訴(公訴の提起)(きそ(こうそのていき))

検察官が裁判所に対して、被疑者が犯人だとして刑事裁判を求めること。「公訴の提起」ともいう。裁判にかけることを「起訴」、かけないことを「不起訴」という。起訴によって対象者が「被疑者」から「被告人」に変わる。

### 起訴猶予（きそゆうよ）

不起訴処分的一种。起訴に十分な客観的な証拠があり、起訴する条件がそろっていても、被疑者の性格・年齢・境遇・情状等を考慮して、検察官の裁量で起訴しないこと。

### 逆送（ぎゃくそう）

少年の事件は基本的に家庭裁判所にて審判が行われるが、死刑、懲役、禁錮に当たる事件で、同所の審判により、事件の性質や情状から保護処分には適さず、成人と同じような刑事処分が適当と判断した場合に、検察官に送致されること。「検察官送致」とも呼ばれる。送致された少年は成人と同じように公開の法廷で裁判が行われる。平成12年の少年法の改正により16歳未満の少年でも逆送して刑事処分の対象となることが可能となった。

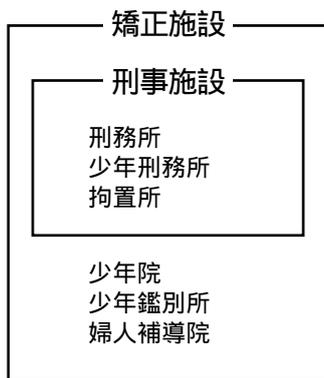
### 矯正管区（きょうせいかんく）

矯正施設の適切な管理、運営を図るために設けられた法務省の地方支分部局。札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の8矯正管区が設置されている。

### 矯正施設（きょうせいしせつ）

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

図1 矯正施設・刑事施設の範囲



### 協力雇用主（きょうりょくこようぬし）

犯罪や非行歴のある人を積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者。全国に8,471の協力雇用主がいる（平成22年2月1日現在）。

### 禁錮（きんこ）

自由刑（施設に拘禁して自由を剥奪する刑罰）の一種。懲役と違い義務としての刑務作業は科されない。ただし、本人の申出によって刑務作業につくことは認められており、禁錮受刑者のほとんどが就業している。懲役と同様に「有期禁錮」と「無期禁錮」がある。過失犯に科される傾向が多い。

### 虞犯少年（ぐはんしょうねん）

20歳未満で、まだ罪を犯していないが、保護者の正当な監督に従わない等の不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある者。

### 刑期起算日（けいききさんび）

刑期計算上の初日のこと。

拘禁中の者については、裁判の確定の日。上訴の放棄または取下げによって裁判が確定する時は、その申立書または取下書を所長又は代理者に提出した日。拘禁されていなかった者については、拘禁された日。

### 刑事裁判（けいじさいばん）

刑事事件について、被疑者を検察官が起訴することによって始まり、起訴状に書かれた事実を証拠に基づいて判断し、被告人を有罪と認めるときは、どのような刑罰を科するのが適当かを審理する手続き。

### 刑事施設（けいじしせつ）

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。現在、全国に77か所設置されており、うち少年刑務所、拘置所はそれぞれ7か所、8か所ある（平成21年4月現在）。

### 刑事収容施設（けいじしゅうようしせつ）

刑事施設、都道府県警察に設置される留置施設、海上保安留置施設の総称。

### 刑事収容施設法（けいじしゅうようしせつほう）

正式には「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」。

平成17年に制定された刑事収容施設の管理運営及び被収容者の処遇等について規定した法律。それまで刑務所における受刑者は、明治41年に制定された「監獄法」に基づいて処遇されていたが、被収容者の権利保障や受刑者処遇の原則や内容が不十分な点等の理由から、今日的な行刑とはそぐわないものとなっていた。平成15年に設置された「行刑改革会議」の提言が契機となり制定へ結びついた。

特徴としては①刑事施設の管理運営の透明化、②受刑者の権利義務、職員の権限の明確化、③受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るための矯正処遇の内容等を明確に示したこと等がある。特に受刑者処遇の目的として社会復帰を原則とすることが明示されたことで、「作業」のみを義務づけていた処遇から、改善指導等の教育的な処遇の充実が図られるようになった。

### 継続保護事業（けいぞくほごじぎょう）

更生保護事業の一つ。保護を必要とする者を更生保護施設に収容して、宿所および食事の供与、社会生活に適応させるために必要な生活指導等を行うこと。

### 刑罰（けいばつ）

犯罪を行った者に対して法律上科せられる制裁。日本では刑の重い方から、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料がある。

## 刑法犯（けいほうはん）

刑法及び次の法律（特別法）に規定する罪を犯した者。

- ①爆発物取締罰則、②決闘罪二関スル件、③印紙犯罪処罰法、④暴力行為等ノ処罰ニ関スル法律、⑤盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律、⑥航空機の強取等の処罰に関する法律、⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律、⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

「一般刑法犯」とは、刑法犯全体から交通事故の場合の自動車運転過失致死傷等を除いた者。これらは過失犯であり量的にも多く数の変動があるため、全体の傾向を正確に知るために使用される。「特別法犯」とは刑法犯以外の特別法上の罪を犯した者。

## 刑名（けいめい）

死刑・懲役・禁錮・拘留・罰金・科料等の刑罰の名称。

## 経理作業（けいりさぎょう）

刑事施設で受刑者に課される刑務作業の一つであり、刑事施設を自営していく上で必要な炊事（受刑者等に食べさせる食事を作る係）洗濯、清掃等の作業を指す。刑事施設内において、ある程度の作業成績や受刑態度、能力を認められた受刑者に対し、これらの作業を行わせることが多い。

## 検挙（けんきょ）

犯罪について被疑者を特定し、送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。逮捕と違い身柄の拘束は伴わない。

## 検挙件数（けんきょけんすう）

認知された事件の被疑者が判明し、検察庁へ送致された件数。警察による事件解明を示す指標となる。

## 原告（げんこく）

民事訴訟（行政訴訟も含まれる場合もある）を提起した側の当事者のこと。対義語は「被告」。

## 抗告（こうこく）

「裁判のしくみ」(p79) 参照

## 更生緊急保護（こうせいきんきゅうほご）

p 4 参照

## 更生保護（こうせいほご）

罪を犯した者や非行のある少年が、再び罪を繰り返すことなく、社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることがないように、改善更生を行うこと。保護観察、更生緊急保護、仮釈放、仮退院等の対象者への措置及び諸活動を指す。

社会内において様々な関係者、社会資源等と連携して処遇されることから、「社会内処遇」とも言われる。地方更生保護委員会・保護観察所の公的機関のみではなく、実質的な活

動を担う更生保護法人及び保護司の民間関係者、あるいはBBS会・更生保護女性会の民間ボランティアが協力した、「官民共働」による活動が大きな特徴である。

## 更生保護施設（こうせいほごせつ）

矯正施設退所者や保護観察を受けている人等の内、頼るべき人がいない等の理由で直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な指導を行う等して、円滑な社会復帰を手助けする施設。全国に104施設あり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人や社会福祉法人、NPO法人等によって運営されている（平成22年3月31日現在）。

## 更生保護女性会（こうせいほごじょせいかい）

犯罪や非行をした人たちの立ち直り支援や、地域の犯罪・非行の予防活動、子育ての支援活動等を行う、女性のボランティア団体。全国で1,309団体、約19万人の会員がいる（平成21年4月現在）。

## 控訴（こうそ）

「裁判のしくみ」(p79) 参照

## 拘留所（こうちしょ）

主に被疑者、被告人等の身柄を収容する施設。

## 拘留（こうりゅう）

自由刑の一種。1日以上30日未満の間、刑事施設に拘置される。禁錮と同様に義務としての刑務作業は科されない。

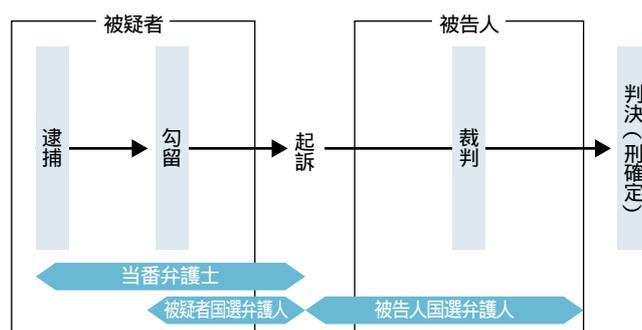
## 勾留（こうりゅう）

罪を犯したことが疑われ、かつ①住居不定、②罪証隠滅のおそれ、③逃亡のおそれのいずれかの理由から、捜査を進める上で身柄の拘束が必要な場合に、検察官の請求に基づいて裁判官が勾留状を発付して行う強制処分。原則10日であり、やむを得ないときは10日（内乱罪等の場合には15日）を限度に延長できる。

## 国選弁護制度（こくせんべんごせいど）

被告人が貧困その他の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、被告人の正当な利益を保護するために、被告人からの請求によって国がその費用で弁護人を選任する制度。

図2 被告人国選弁護人、被疑者国選弁護人、当番弁護士の違い



## コラージュ (collage)

雑誌や広告・新聞等から写真や絵を切り抜き、台紙に貼って1枚の作品を作成させる美術の表現方法の一種。作成する過程で達成感を味わったり、無意識的な自己を認識する一助とする。行動観察として少年鑑別所で実施されている。

## さ行

### 在所証明書 (ざいしょしょうめいしょ)

刑務所に入所していたことを証明する証明書。住民票を更生保護施設の住所に移す際や、入所中に更新期間が切れている免許証等の更新・再発行や保険証等の支払い免除のための申請等に必要な書類。

### 裁定 (通算) (さいてい (つうさん))

未決通算の一つ。裁判所の裁量によって未決勾留の日数全部又は一部を刑に算入することができる。裁定通算の日数は、判決の主文において明示される。

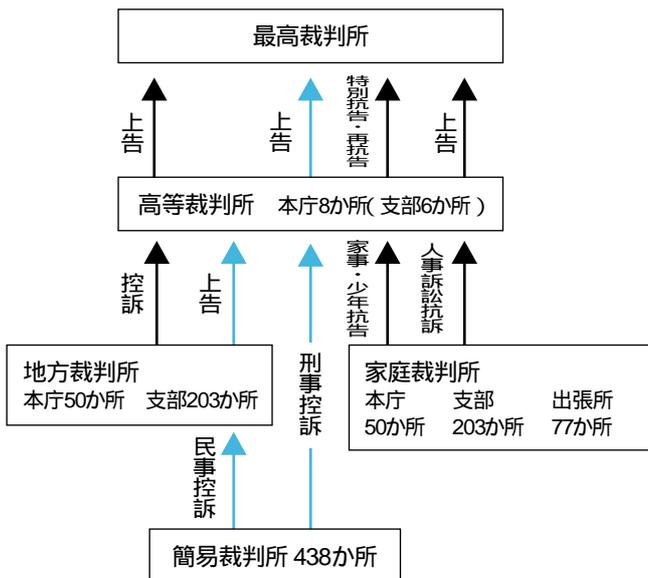
### 裁判の仕組み (さいばんのしくみ)

わが国では正しい裁判を実現するために、三つの審級の裁判所を設けて、当事者が望めば、原則的に3回までの反復審理を受けられる三審制を採用している。

事件の内容によって、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所で最初の裁判(第一審)が行われる。第一審の判決に不服のある者は上級の裁判所に不服申立ができる(第二審)、第二審の判決にも不服がある者はさらに上級の裁判所に不服申立ができる(第三審)。最高裁判所は終審の裁判所であるので、その裁判は最終のものとなる。

第一審から第二審への不服申立を「控訴」(少年法では「抗告」)、第二審から第三審への不服申立を「上告」という。

図3 裁判の仕組み



### 罪名 (ざいめい)

殺人罪・放火罪のように、犯罪の種類を表す名称。

### 作業報奨金 (さぎょうほうしょうきん)

刑務作業に対する報奨金。日本では賃金制は採用されてお

らず、平成20年度では1人平均4,211円/月になる(『犯罪白書平成21年度版』)。原則として釈放され社会に戻る際に支給される。

### 試験観察 (しけんかんさつ)

少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合、適当な期間、家庭裁判所調査官の観察に付すこと。「在宅の試験観察」と、民間の篤志家や施設等に住み込みながら指導を受ける「補導委託」に分かれる。

### 示談 (じだん)

犯罪により生じた財産的被害の賠償について、当事者同士で話し合うこと。損害賠償、謝罪等が受け入れられ、示談が成立している場合は、被害者が加害者を許していること(宥恕)の表れの一つとして、被告に有利な量刑となりうる。

### 執行猶予 (しっこうゆうよ)

裁判所が刑を宣告した場合において、刑の執行を一定期間猶予し猶予期間を無事経過した時は、その刑を免除する制度。執行猶予中は保護観察に付することもできる。

### 指定帰住地 (していきじゅうち)

矯正施設から仮釈放等になって社会復帰する者が、そこに帰って生活することを指定される場所のこと。

### 指定更生保護施設 (していこうせいほごせつ)

「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する指定更生保護施設」の指定を受けた更生保護施設のこと。特別な支援を行うために、福祉の専門職が配置されており、全国で57か所が指定を受けている(平成21年4月現在)。

### 指導監督 (しどうかんとく)

「保護観察」(p84) 参照

### 児童自立支援施設 (じどうじりつしえんせつ)

p3 参照

### 児童養護施設 (じどうようごせつ)

保護者がいない、虐待されている等、家庭における養育が困難で保護を必要としている子供を入所させ、その自立を支援することを目的とする施設。少年法による保護処分の一つに「児童自立支援施設等送致処分」がある。全国に569か所設置されている(平成20年10月現在)。

### 社会復帰促進センター (しゃかいふっきそくしんせんたー)

「PFI 刑務所」(p85) 参照

### 社会復帰調整官 (しゃかいふっきちょうせい官)

保護観察所において心神喪失者等医療観察法の対象者の生活環境の調整及び精神保健観察に従事する者。制度発足に伴い新たに配置され、全国で98人配置されている(平成22年3月現在)。

### 釈放事由（しゃくほうじゆう）

仮釈放や満期釈放等、身柄拘束を解かれた理由を指す。

### 就業支援センター（しゅうぎょうしえんせんたー）

「自立更生促進センター構想」参照

### 終身刑（しゅうしんけい）

受刑者を生涯刑事施設に拘禁する刑罰。仮釈放の可能性が認められていない「無期刑」であり、わが国の現行法では存在していない。米国や豪州の一部の州、オランダ、中国等で採用されている。社会復帰がなく受刑者に絶望感を抱かせるという人道的な見地からの批判もある。

### 準初入（じゅんしよにゅう）

再犯加重の要件を満たさない者のうち、入所度数が2回以上で5年間再犯をしていない者のこと。「準初入」と記載される。

### 上告（じょうこく）

「裁判のしくみ」（p79）参照

### 常習累犯窃盗（じょうしゅうるいはんせつとう）

窃盗罪・窃盗未遂罪にあたる行為を常習的にする罪。過去10年間に3回以上これらの罪で懲役刑を受けた者が、新たに罪を犯すと成立する。3年以上の有期懲役とされ、一般の窃盗罪よりも重い。

### 少年院（しょうねんいん）

家庭裁判所から保護処分として送致された者等を収容し、矯正教育を実施する施設。年齢、犯罪傾向の程度、心身の状況によって、初等少年院・中等少年院・特別少年院・医療少年院に分かれる。

在院者の成長発達を促し、社会生活に適応するための改善更生を目指す教育が中心となる。「生活指導」「職業補導」、義務教育や高校教育を行う「教科教育」等が実施され、円滑に社会生活に適応するための進路指導や各種心理療法も行われている。

少年院の収容期間は原則として20歳までであるが、個々の少年の収容期間は家庭裁判所からの勧告等を踏まえ、少年院で計画される。全国に52か所（分院含む。内女子の少年院9か所）設置されている（平成21年4月現在）。

	年齢	心身の状況	犯罪傾向の程度
初等少年院	おおむね12歳以上 おおむね16歳未満	著しい 故障なし	犯罪傾向が 進んでいる
中等少年院	おおむね16歳以上 20歳未満		
特別少年院	おおむね16歳以上 23歳未満		
医療少年院	おおむね12歳以上 26歳未満	著しい 故障あり	

### 少年鑑別所（鑑別所）（しょうねんかんべつしょ（かんべつしょ））

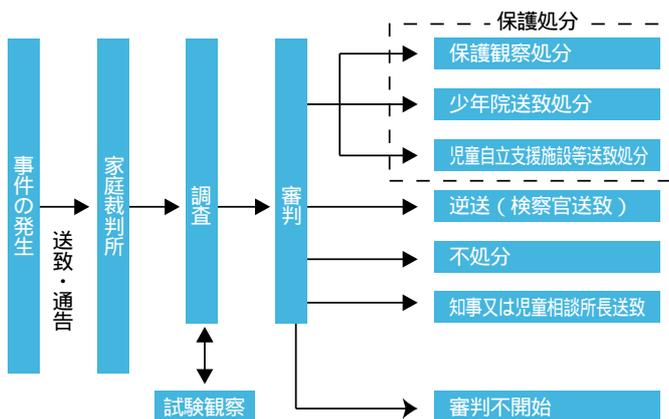
主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、その心身の状態を科学的方法で調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための法務省所管の施設である。

### 少年審判（しょうねんしんぱん）

非行少年（20歳未満の男女）は、14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）、14歳未満の刑罰法令違反者（触法少年）及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）とに分かれる。

すべての少年事件は一旦家庭裁判所に送られ（「家裁送致」）、更生のための処遇が決定される。担当の裁判官は心理学、社会学、教育学等の専門家である家庭裁判所調査官に命じ、少年の非行の動機や背景、家庭の問題等について調査する。必要であれば少年鑑別所における「観護措置」も実施される。家庭裁判所は家庭裁判所調査官の調査や少年鑑別所の報告を総合し「審判」によって少年の処分（保護処分）を決定する。

図4 少年審判の流れ



### 処遇指標（しよぐうしひょう）

受刑者の属性及び処遇の種類及び内容を示す指標。受刑者は刑執行開始時に、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づく処遇調査が行われ、処遇指標が指定される。

#### ① 矯正処遇の種類及び内容

種類	内容	符号	
作業	一般作業	V 0	
	職業訓練	V 1	
改善指導	一般改善指導	R 0	
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R 1
		暴力団離脱指導	R 2
		性犯罪再犯防止指導	R 3
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4
		交通安全指導	R 5
		就労支援指導	R 6
教科指導	補習教科指導	E 1	
	特別教科指導	E 2	

## ②受刑者の属性

属性	符号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt
精神上の疾病又は障がい有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障がい有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F
禁錮受刑者	I
少年院への収容を必要としない少年	J
執行すべき刑期が10年以上である者	L
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y

## ③犯罪の傾向

犯罪傾向の進度	符号
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

### 触法少年（しょくほうしょうねん）

実質的には罪をおかしているが、その行為の時14歳未満であったため、刑法上、罪を犯したことはないとされている。

### 自立更生促進センター構想（じりつこうせいそくしんせんたーこうそう）

この構想は、親族や民間の更生保護施設では受け入れ困難な刑務所退所者等に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を行うことにより、これらの者の改善更生を助け、再犯を防止することを目的とする。

このうち、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施するものを「自立更生促進センター」、主として農業等の職業訓練を行うものを「就業支援センター」と呼んでいる。

平成22年3月1日現在、北海道沼田町の「沼田町就業支援センター」（少年院仮退院者等の男子12名の定員）、北九州市の「北九州自立更生促進センター」（仮出所者の男子14名の定員）及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」（仮出所者及び満期出所者等の男子12名の定員）が運営を開始している。

### 身上調査書（しんじょうちょうさしょ）

被収容者の犯罪や非行の概要や動機、共犯者の状況、被害者の状況、生活歴、心身の状態等が記載された書類。受刑者を新しく収容した時に、施設所在地の地方更生保護委員会等に送付され、保護観察所の生活環境の調整に使用される。

### 心神喪失者等医療観察法（しんしんそうしつしゃとういりょうかんさつほう）

正式には「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者

の医療及び観察等に関する法律」。

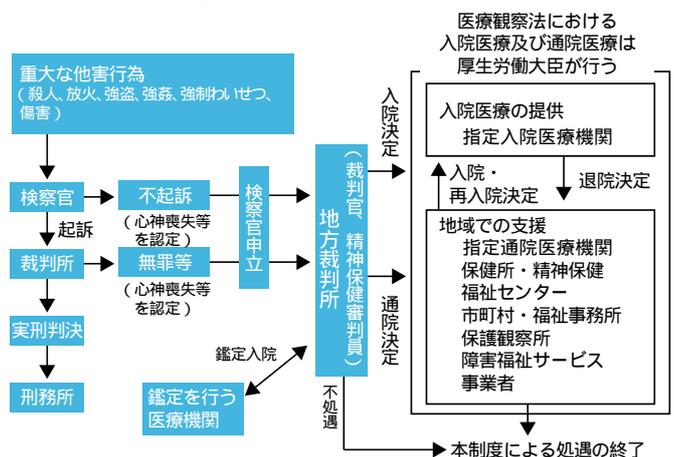
刑法39条では、善悪を判断して行動する能力がない（心神喪失）者の行為は「罰しない」、あるいはその判断能力が著しく欠けた者（心神耗弱）の者の行為は「刑を軽くする」と定めている。心神喪失者等医療観察法は、殺人、放火、強盗等の重大な他害行為を行い、心神喪失・心神耗弱を理由に無罪や不起訴等になった者の社会復帰を促進するための処遇を定めた法律。

処遇の要否や内容は裁判官と精神保健審判員（医師）の合議体が審判を行い決定する。検察官の申立てがなされると、対象者は鑑定その他医療的観察のために鑑定入院を命じられる。裁判所及び精神保健審判員は鑑定の結果や生活環境を踏まえ、入院・通院・不処遇を決定する。

入院・通院中は厚生労働大臣が指定する指定医療機関で専門的な治療を行う。入院期間は標準18か月程度、通院期間は原則3年。

裁判所は指定医療機関及び保護観察所の申立てに基づき、対象者の退院、処遇終了、再入院等を決定する。処遇終了が決定されると、同法による処遇が終了する。

図5 心神喪失者等医療観察法の流れ



### 審判（しんぱん）

家庭裁判所における少年の処分を決定する手続き。調査を行い必要と認められた場合に開催が決定される。成人の裁判に相当する。原則として単独の裁判官により非公開で行われる。審判では少年が保護を必要としているか（要保護性）が中心に審査され、少年に対する処分（保護処分）が決定される。

### 生活環境の調整（せいかつかんきょうのちょうせい）

刑事施設や少年院等の矯正施設に収容されている者の社会復帰が円滑に進められるよう、釈放後の生活環境を調整すること。保護観察所によって行われる。調整事項としては釈放後の住居の確保、引受人の確保、改善更生を妨げるおそれのある生活環境からの離脱等の方策がある。調査内容は仮釈放等の審理に活用される。

### 生活行動指針（せいかつこうどうしん）

保護観察における指導監督を適切に行うために保護観察所の長が定めた生活や行動の指針。保護観察対象者は、生活行動指針が定められたときは、これに即して生活し、及び行動

するよう努めなければならない。特別遵守事項と異なり、違反した場合でも直接不良措置に結び付かない。

### 接見（せっけん）

被疑者・被告人が弁護士又は家族・知人等と面会すること。書類や物品の授受が認められている。しかし、逃亡または罪証隠滅のおそれがある場合には、裁判官の決定によって、弁護士以外の者の面会及び物品の授受を禁止される。

### 前科（ぜんか）

以前に有罪判決や刑罰を受けたこと。一定の前科がある者が再び罪を犯した時は、前科のあることが刑の加重の要件とされたり、執行猶予を付しえない要件となる。ただし20歳未満の少年時に犯した罪は前科とはならない。前科があることにより各種の資格（権利）が制限されることがある。

### 送検（そうけん）

警察官が検察官に犯罪事件を申し送ること。検察官は捜査を行い、証拠に基づいて犯罪の可否、処罰等を考慮して事件を起訴するか不起訴にするかを決定する。逮捕後48時間以内に被疑者を捜査書類と共に送る「身柄送検」と、被疑者の逮捕・勾留が必要ない等の理由により捜査書類のみを送付する「書類送検」に分かれる。

### 措置入院（そちにゅういん）

精神保健福祉法29条に定められている精神障がい者の入院形態の一つ。

直ちに入院させなければ、「精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」と、2名以上の精神保健指定医の診察が一致した場合、都道府県知事または政令指定都市市長の命令により、当該精神障がい者を指定病院等に入院させることができる制度。

## た行

### 逮捕（たいほ）

被疑者が逃走を企てたり証拠を隠滅しそうな場合に、その身柄を拘束すること。逮捕した警察官は、逮捕後48時間以内に、被疑者の身柄を検察官に送検しなければならない。通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕、準現行犯逮捕の4種類がある。

### 玉入れ（たまいれ）

歯ブラシの柄や消しゴム、シリコン等を球状にして、男性陰茎部の皮に爪楊枝等で穴を開け、その部分に上記異物を入れること。

### 断指（だんし）

指を切り落とすこと。反社会的集団との関与の度合いを示す指標として、矯正施設関係の書類に記載されることがある。

### 地方更生保護委員会（ちほうこうせいほごいいんかい）

法務大臣の管理のもとに、仮釈放・仮出院の許可及び取り消し、不定期刑の終了等についての権限を有する機関。保護観察所の事務の監督にもあたる。北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州に設置されている。

### 懲役（ちょうえき）

受刑者を刑事施設にとどめ一定期間刑務作業に服させる、自由刑（施設に拘禁して自由を剥奪する刑罰）の一種。刑期の定めがある「有期懲役」と、刑期の定めがない「無期懲役」がある。

### 当番弁護士制度（とうばんべんごしせいど）

被疑者や家族等からの求めにより、初回無料で弁護士を派遣する制度。一定以上の罪で起訴された被告については国選弁護制度があるが、起訴前は自費で選任するしかなかったことから、平成4年に日本弁護士連合会によって提唱・設置された。申出を受けると各地の弁護士会から派遣された当番弁護士が接見し、権利の説明や助言を行う。初回以降の費用については日本弁護士連合会からの援助を受けることができる場合もある。

### 特別遵守事項（とくべつじゅんしゅじこう）

個々の保護観察対象者ごとに定められる遵守事項。一般遵守事項・特別遵守事項に違反した場合は仮釈放取消等の「不良措置」がとられる。

### 特別調整（とくべつちょうせい）

刑務所や少年院に入っている者のうち、帰る場所がなく、かつ高齢や障がいといった問題を抱える者について、退所後に福祉的な支援を受けることが出来るよう、各関係機関が連携して特別の手段により社会復帰のための調整を行い、その再犯を防ごうとするもの。

### 特別調整対象者（とくべつちょうせいたいしょうしゃ）

p 5 参照

### 特別法犯（とくべつほうはん）

「刑法犯」( p 78 ) 参照

### 特化ユニット（とっかゆにっと）

社会復帰促進センターに設置された精神又は身体に障がいや有する受刑者を収容する区域。認知行動療法、SST（社会生活技能訓練）作業療法（農園芸・陶芸）等の専門的なプログラムを受けさせることで、社会適応力や身体機能を向上させ、改善更生の意欲を喚起するとともに、円滑な社会復帰を促すことを目的としている。

## な行

### 入所度数（にゅうしょどすう）

刑事施設への入所回数を示す数値。

### 任意保護（にんいほご）

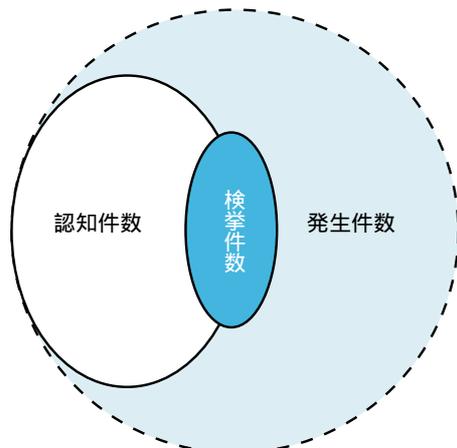
保護観察所の委託ではなく本人からの申出に基づき、更生保護施設が任意で保護を必要とする者を収容すること。保護観察期間、更生緊急保護の期間が過ぎた者等があてはまる。委託費は支給されない。

### 認知件数（にんちけんすう）

警察において被害の届出もしくは告訴・告発に基づき、事

件の発生を確認した件数。実際に発生した犯罪・非行との間には差（暗数）が生じる。

図6 認知件数、検挙件数の範囲



### 認知行動療法（にんちこうどうりょうほう）

クライアントの感情、思考パターン（認知）、行動が相互に影響を及ぼすという考え方にに基づき、不適切な思考パターンや行動を変容させることで、治療ターゲットとなる行動（例えば犯罪行動）や感情（例えばうつや怒り）を低減させようとする治療法。

## は行

### 罰金（ばっきん）

財産刑（財産の剥奪を内容とする刑罰）の一種。金額は1万円以上。罰金を完納することが出来ない者は労役場に留置され労役を行う。

### 犯罪少年（はんざいしょうねん）

罪を犯した14歳以上20歳未満の者。

### 引受人（ひきうけにん）

少年院・刑務所入所者について、退所（退院）後、身柄を引き受ける人のこと。本人と生活を共にする等して、退所（退院）後の本人の改善更生に協力する者をいう。

### 被疑者（ひぎしゃ）

犯罪の嫌疑を受け、捜査機関による捜査の対象とされているが、まだ検察官によって起訴されていない者。「容疑者」は俗称。

### 被疑者国選弁護制度（ひぎしゃこくせんべんごせいど）

国民に公正な裁判を受ける権利を保障するため、被疑者に資力がない場合に勾留時から国費で弁護人を付けることができる制度。平成21年5月からは、窃盗等の法定刑の上限が3年を超える容疑で逮捕された被疑者についても、国選弁護を依頼できるようになった。

### 非行名（ひこうめい）

「罪名」（p79）参照

### 被告人（ひこくにん）

起訴されたが、その裁判が確定していない者。刑事裁判では「被告人」が使われる。なお、民事・行政裁判では訴えを起こされた側を「被告」、訴えた側を「原告」という。

### 微罪処分（びざいしょぶん）

処分の必要がないと検察官に指定された軽微な犯罪について、被疑者を送検せず、警察段階で刑事手続きを終了させること。

### 不起訴（ふきそ）

ある事件において検察官が裁判所に起訴をせず刑事手続きを終了させること。①起訴する条件が欠けている場合、②法律上罪とならない場合、③事件が罪とならぬか、罪となる条件が不十分な場合、④刑が免責されている場合、⑤起訴する条件があるものの、起訴・処罰の必要性がない場合（起訴猶予）になされる。

### 婦人補導院（ふじんほどういん）

売春防止法に定める売春勧誘等の罪を犯して補導処分に付された成人女子を収容する国立の施設。職業補導を主とし、更生の妨げとなる心身の障がいに対する医療を行い、自立更生をめざす。収容期間は6か月。東京に1か所設置されている（平成21年4月現在）。

### 不定期刑（ふていきけい）

刑期を定めず、その執行状況に応じて刑期を満了させるもの。わが国では刑事処分の対象となった少年に、懲役や禁錮という処罰を科す場合にのみ採用されている。具体的には刑期の上限と下限のみを決めて宣告し、受刑者の改善具合をみて決定するもので、少年の教育的保護を目的としている少年法の精神に基づき採用されている。

### 不良措置（ふりょうそち）

「一般遵守事項」（p76）参照

### 文身（ぶんしん）

入れ墨、または入れ墨を入れること。

### 法定期間の末日（ほうていきかんのまつじつ）

仮釈放の要件となる期間が経過する日。具体的には以下の日をさす。

有期刑：執行すべき刑期の3分の1の期間を経過する日

無期刑：10年を経過する日

少年の時裁判の言渡しを受けた者の特例：

不定期刑：短期の3分の1の期間を経過する日

10年以上の有期刑：3年を経過する日

無期刑：7年を経過する日

ただし、少年法の規定により犯罪を行ったとき18歳未満であったため死刑から無期刑に緩和された者については、10年を経過する日

### 法定（通算）（ほうてい（つうさん））

未決通算の一つ。法律上必ず行わなければならない未決通算で、刑事訴訟法により、判決言渡し後から上訴の提起期間

中の未決勾留の日数等、通算すべき日数が定められている。

## 保護カード（ほごカード）

p 4 参照

## 保護観察（ほごかんさつ）

犯罪者や少年の改善更生と社会復帰を目的として、社会の中でふつうの生活を営ませつつ、遵守事項を守るよう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと。

保護観察は「指導監督」と「補導援護」の実施形態で行われる。「指導監督」は面接等により保護観察に付されている者の行状の把握と共に、所定の遵守事項を守るように指導を行う。「補導援護」は更生に必要な教養、医療、保養、宿泊、宿所、職業等を得るように援助し、家庭環境調整のためのアドバイスを行う。

号種	保護観察対象者	保護観察期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

## 保護観察官（ほごかんさつかん）

保護観察所に配置されている、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識に基づいて、更生保護及び犯罪予防に関する事務に当たる国家公務員。

## 保護観察所（ほごかんさつしょ）

法務大臣のもとに各地方裁判所の所在地ごとに設置される機関。保護観察の実施のほかに、犯罪予防のための世論の啓発指導、地方住民の活動の助長等を行う。保護観察官が置かれ、保護司の協力を得て活動する。全国に53か所設置されている（平成21年4月現在）。

## 保護司（ほごし）

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。法務大臣から委嘱を受け、非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護観察官と協働して、保護観察、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整を行うほか、関係機関団体と連携して犯罪予防活動を行っている。全国で約49,000人が委嘱されている。

## 保護上移送（ほごじょういそう）

収容されている刑事施設が本人の帰住地から遠隔であり、身体または精神に障がいがある等の理由で、本人が独力で帰住することが困難であると認められる場合等に釈放前に本人の帰住地の近隣の刑事施設へ移送すること。

## 保護処分（ほごしょぶん）

家庭裁判所が非行少年に対して行う少年法上の処分。

少年法においては、少年は成人と比べると人格的に発達途上にあるため、改善更生の可能性（可塑性）を有していること、また環境からの影響を大きく受けるため、本人の責任に帰すべきものが小さいことから、犯罪の事実に対する刑罰よりも、少年の成長発達に対する援助が重視されている（保護主義）。「保護処分」とは、このような観点から行われる、少年の非行性を除去し、犯罪の危険性から少年を保護することを目的とした、福祉的・教育的な措置処分であり、刑罰ではない。保護観察、少年院送致、児童自立支援施設等送致の3種類がある。なお場合によっては成年と同じ様に刑事処分を受ける場合がある。

## 保釈（ほしゃく）

退所後の住居の制限等の条件の下に、勾留中の被告人の身柄を釈放すること。被告人にのみ行われ、起訴する前の被疑者段階では認められていない。保釈時には一定額の保釈保証金を納付し、理由なく裁判所の出頭に応じない場合や付された条件を守らなかった場合には没収される。

## 補導委託（ほどういたく）

「試験観察」（p 79）参照

## 補導援護（ほどうえんご）

「保護観察」（p 84）参照

## 補導処分（ほどうしょぶん）

成人売春者に対する更生のための処分。刑が執行猶予になった場合に限り、婦人補導院に収容し更生に必要な指導が行われる。

## ま行

## 満期釈放（まんきしゃくほう）

拘禁すべき期間の満了により身柄の拘束を解く処分。主に、懲役刑・禁錮刑の刑期終了により釈放される場合を指す。受刑者の場合、刑期満了日の翌日の午前中に釈放すべきとされている。

## 未決拘禁者（みけつこうきんしゃ）

逮捕され、裁判が確定するまでの間、逃亡や証拠隠滅のおそれがあるとして、身体を拘束されている被疑者・被告人のこと。拘置所や警察署内の留置施設等に収容される。

## 未決通算（みけつつうさん）

勾留によって拘禁された日数を刑に算入すること、又は算入される日数をいう。算入された日数について、刑期から控除される。「法定通算」と「裁定通算」がある。

## 民事裁判（みんじさいばん）

私人（法人も含む）の間に生じた紛争を裁判によって法的に解決するための手続き。

## 無期刑（むきけい）

刑期を定めずに刑事施設に拘禁する刑罰。無期懲役と無期禁錮がある。無期懲役・無期禁錮いずれの受刑者も、執行刑期10年経過後に本人の改悔の状がある時に、仮釈放が認められる。

## や行

### 有印私文書偽造（同行使）（ゆういんしぶんしょぎぞう（どうこうし））

他人の印鑑や署名を使って文書を偽造し、カードや通帳を作る等して金品を騙し取る犯罪。交通違反等で他人の名前を申告しても同罪に当たる。

## ら行

### 略式手続き（りやくしきてつづき）

50万円以下の罰金または科料にあたる罪について、簡易裁判所が公判を開くことなく刑事手続きを行う簡略化された裁判の手続き。

### 留置施設（りゅうちしせつ）

都道府県の警察署内に設置され、警察に逮捕された被疑者を収容する施設。勾留された者についても収容される場合がある。留置場、留置所ともいう。

### 累犯（るいはん）

犯罪を反復累行すること。刑法上、懲役に処せられた者が、その刑の執行を終わり、又は執行を免除された日から5年以内の再犯に対し、刑の加重をすることとしている。入所度数では「累入」と記載される。

### 労役場（ろうえきじょう）

罰金または科料を完納することが出来ない者を留置して労役を課す場所。刑事施設に附置される。

## わ行

## 英数字

### BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会

非行少年に対して「兄」や「姉」の立場に立って、非行防止・健全育成を援助する青年ボランティア団体。全国に約495の地区会があり、約4,300人の会員がいる（平成21年4月現在）。

### CAPAS（Correctional Association Psychological Assessment Series）能力検査

成人受刑者の作業能力や学力を測定するために財団法人矯正協会によって開発された検査。検査は集団で実施される主に作業適正や思考判断能力を測定する能力検査Ⅰと、個別に実施される基礎学力を測定する能力検査Ⅱに分かれる。刑事施設に入所した者の処置を決定する際にCAPAS能力検査の結果が参考にされる。知能指数との比較では、「IQ相当値」が

使用される。

### PFI（Private Finance Initiative）刑務所

PFIとは、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の建築、維持管理、運営等を行う公共事業の手法。矯正事業では、「美祢社会復帰促進センター（山口県）」、「島根あさひ社会復帰促進センター（島根県）」、「播磨社会復帰促進センター（兵庫県）」、「喜連川社会復帰促進センター（栃木県）」がPFI事業を用いて運営されている（平成21年4月現在）。

### SST（Social Skill Training：社会生活技能訓練）

障がい者を生活者として捉え、個人の持ち味や長所に焦点をあて、本人自身がストレス状況に対処できる技能を身に付けるための体系的・構造的プログラム。本人のストレス状況を再現し、それを支援者と共に検証。検証した結果、本人がストレス状況を解決するためにできる行動をロールプレイにて訓練する。

### 1号観察

「保護観察」（p84）参照

### 2号観察

「保護観察」（p84）参照

### 26条通報

精神保健福祉法26条に定められた、精神障がい者又はその疑いのある者を収容あるいは退所（退院）させようとする時に、矯正施設長が本人の居住地、釈放・退所年月日等を都道府県知事に通報させるように定めたもの。

都道府県知事等は通報に基づき調査の上、必要があると認める時は、精神保健指定医に診察させ、自傷他害のため指定病院等に強制入院が必要であると認めた時は、措置入院を行うことができる。

### 3号観察

「保護観察」（p84）参照

### 4号観察

「保護観察」（p84）参照

## 地域生活定着支援事業実施要領

### 1 目的

本事業は、高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所等（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）出所（少年院については出院。以下同じ。）予定者について、本人が刑務所等入所中から出所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進める地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を都道府県に設置することにより、司法と福祉が連携して、刑務所出所者等の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業に必要な設備を整え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

#### (1) センターの設置

##### ア 設置か所数

センターは、保護観察所、刑務所等所在地を配慮し、都道府県に各1か所とする。

##### イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

#### (2) センターの事業内容

センターは、各都道府県の保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、刑務所等所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものとし、次の事業を行う。

ア 保護観察所からの依頼を受けて、保護観察所と共に刑務所等内で対象者と面接し、出所後に必要となる福祉サービス等の聞き取りを行う。

イ 帰住予定地が対象者の刑務所等と同一の都道府県内である場合は、必要となる福祉サービス等( )の申請の事前準備を支援するとともに、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。

なお、他の都道府県のセンターから当該都道府県内に帰住予定の対象者がいる旨の連絡が入った場合も同様とする。

ウ 帰住予定地が他の都道府県である場合は、当該地の都道府県のセンターに連絡し、

対応を依頼する。

エ 保護観察所からの依頼に基づき、対象者が出所した後に円滑に福祉サービス等を受けられるようにするための調整に関する計画（福祉サービス等調整計画）を作成し、保護観察所に提出する。

オ センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の出所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。

カ 情報発信

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

（ ）主な福祉サービス等

〔高齢者〕

老齢年金等、生活福祉資金、介護保険制度、医療保険制度 等

〔障害者〕

障害年金等、生活福祉資金、障害者手帳、障害保健福祉制度、医療保険制度 等

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は4名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

## 4 対象者

- (1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者。
- (2) 入所中にセンターが相談に応じた刑務所等の出所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

## 5 実施上の留意事項

秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱うこと。

# 地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針

## 第1 総則

### 1 趣旨

本指針は、地域生活定着支援事業により各都道府県に設置される地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）の事業及び運営についての基本的事項を定め、もって、その円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 用語の定義

本指針において使用する用語は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- (1) 矯正施設 刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいう。
- (2) 入所者等 懲役若しくは禁錮の刑の執行のため、刑務所、少年刑務所若しくは拘置所に入所している者又は保護処分のため少年院に入院している者をいう。
- (3) 帰住予定地 入所者等が矯正施設退所後に帰住することが予定されている特定の住居地をいう。
- (4) 生活環境調整 更生保護法第82条の規定により保護観察所の長が行う入所者等の矯正施設退所後の住居、就業先その他生活環境の調整をいう。
- (5) 特別調整 生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。
- (6) 一般調整 生活環境調整のうち、特別調整以外のものをいう。
- (7) 所在地保護観察所 特別調整対象者が入所している矯正施設の所在地を管轄する保護観察所をいう。
- (8) 所在地センター 上記矯正施設が所在する都道府県に置かれたセンターをいう。
- (9) 帰住予定地保護観察所 所在地保護観察所の特別調整により帰住予定地が確保された後、同帰住予定地の管轄庁として、同保護観察所に引き続き、当該入所者等の特別調整を行う保護観察所をいう。
- (10) 帰住予定地センター 帰住予定地（特別調整対象者については、当該対象者が希望している候補地も含む。）が所在する都道府県に置かれたセンターをいう。
- (11) 福祉サービス等 公共の保健福祉に関する機関その他の機関による福祉、介護、医療、年金その他の各種サービスをいう。

## 第2 センターの体制

### 1 職員の配置

センターの職員（以下「職員」という。）は、原則として、4名とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上配置するものとする。

### 2 センターの長

センターを運営する者は、職員の中から1名をセンターの長として指名するものとする。セ

センターの長は、センターにおける業務を統括するほか、センターの運営及び業務の全般を円滑かつ適正に行うために必要な関係機関等との連絡調整に当たるものとする。

### 3 開所日等

センターの開所日は、原則として、週5日以上とする。開所時間は、一日当たり8時間、週40時間を目安とする。

### 4 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。やむを得ず他の名称を用いる場合には、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

## 第3 センターの事業

### 1 事業の目的

センターの事業は、地域生活定着支援事業の趣旨にかんがみ、高齢であり、又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うものとする。

- (1) 保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと（以下「コーディネート業務」という。）
- (2) 上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと（以下「フォローアップ業務」という。）
- (3) 懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと（以下「相談支援業務」という。）
- (4) その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

### 3 事業の一般原則

- (1) 利用者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。
- (2) 利用者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであ

ることにかんがみ、業務の遂行に当たっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、他の機関等に利用者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。

- (5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

## 第4 業務の実施細目

### 1 入所者等に係る支援

#### (1) 特別調整対象者に係る支援

##### ア コーディネート業務

(ア) 所在地センターの長は、所在地保護観察所の長から、特別調整対象者に係る特別調整協力等依頼書（別紙参考様式）を受理したときは、速やかに担当の職員（以下「担当職員」という。）を指名の上、本人の意思、心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、本人に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、担当職員をして、本人と面接又は通信を行わせるものとする。

なお、本人に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、特別調整協力等依頼書の記載内容に関して特に確認すべき点がある場合には、所在地保護観察所の長に対して、必要な情報の補足等を求めるものとする。

(イ) 所在地センターの長は、上記（ア）により特別調整対象者に対する支援に必要な情報を収集したときは、活用することが可能な社会資源の状況等を踏まえ、本人が矯正施設から退所した後、円滑に福祉サービス等を利用できるようにするための調整に関する計画（以下「福祉サービス等調整計画」という。）を作成し、それを福祉サービス等調整計画通知書（別紙1）により所在地保護観察所の長に提出するものとする。

(ウ) 所在地センターの長は、特別調整対象者に係る福祉サービス等調整計画を作成し、それを所在地保護観察所の長に提出したときは、同保護観察所と協働して、本人に必要と認められる福祉サービス等に係る申請の事前準備等を支援するとともに、併せて、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームその他社会福祉施設等の本人の受入れ先施設等を確保するため、必要な調整を行うものとする。本人が希望する住居地が他の都道府県にある場合には、支援業務協力依頼書（別紙2）により、帰住予定地センターの長に対して、受入れ先施設等の確保その他必要な支援についての対応を依頼するものとする。

(エ) 帰住予定地センターの長は、上記（ウ）により所在地センターの長から支援業務協力依頼書を受理したときは、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その結果を支援業務協力結果通知書（別紙3）により同センターの長に通知するものとする。

(オ) 所在地センターの長は、上記（ウ）の調整の経過、所在地保護観察所との協議等を

踏まえ、必要があると認めるときは、福祉サービス等調整計画の見直しを行い、その都度、見直した計画を福祉サービス等調整計画通知書により同保護観察所の長に提出するものとする。

#### イ 受入れ先施設等確保後の手続

(ア) 所在地センターの長は、上記アにより、特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、特別調整協力結果通知書（別紙４）により、所在地保護観察所の長に対して、同受入れ先施設等の名称、住所及び利用が可能となる時期を通知するものとする。

(イ) 上記アの（ウ）により、所在地センターが置かれた都道府県の圏域内に特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、所在地センターは、帰住予定地センターとして、本人に係る支援等を継続するものとする。

(ウ) 上記アの（ウ）及び（エ）により、所在地センターが置かれた都道府県の圏域外に特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、所在地センターの長及び帰住予定地センターの長は、互いに協議して、それぞれの業務の分担を定めるものとする。

(エ) 所在地センターの長及び帰住予定地センターの長は、上記（ウ）により、互いの分担を定めたときは、それぞれ、担当の職員を指名して、当該特別調整対象者に必要な支援等の業務を行うものとする。

(オ) 帰住予定地センターの長は、帰住予定地保護観察所の長から特別調整協力等依頼書を受理したときは、適宜、当該依頼に係る業務を行うものとする。

#### ウ フォローアップ業務

(ア) 上記アにより受入れ先施設等が確保された特別調整対象者が矯正施設から退所した後、同受入れ先施設等の利用を開始したときは、帰住予定地センターとして当該特別調整に係る支援を担当したセンターの長は、必要な期間、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うものとする。

(イ) センターの長は、上記の業務を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

#### (2) 一般調整対象者に係る支援

ア 帰住予定地センターの長は、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する一般調整対象者について、本人の帰住予定地を管轄する保護観察所の長から特別調整協力等依頼書を受理したときは、上記（１）のアの（ア）から（ウ）まで及び同（オ）に準じて、当該依頼に係る業務を行うものとする。

イ 帰住予定地センターの長は、一般調整対象者が入所している矯正施設が遠隔地にあり、同センターの職員のみで上記アの業務を遂行することが困難と認められるときは、面接の実施、福祉サービス等調整計画の原案の作成等について、当該矯正施設が所在する都道府県に置かれたセンターの長に対し、支援業務協力依頼書により、依頼することができる。

ウ 上記イにより、一般調整対象者について、帰住予定地センターの長から依頼を受けたセンターの長は、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その結果を支援業務協力結果通知書により同センターの長に通知するものとする。

## 2 相談支援業務

- (1) センターの長は、懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設を退所した者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。
- (2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

## 3 関係機関等との連携

センターの長は、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、個々の利用者の事例に対応した関係機関等からなる会議を開催し、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するなど、平素から、福祉関係機関、保護観察所及び矯正施設等の関係機関等と連携を密に保つものとする。

## 第5 管理及び運営

- 1 センターを運営する者は、次の各項に掲げる事業の運営についての運営規程を定めておくものとする。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 開所日及び執務時間
  - (4) 事業に係る個人情報の取扱い
  - (5) その他運営に関する重要事項
- 2 センターを運営する者は、職員に対し、その身分を証する書類を発行し、職員がその業務を行うときは、職員に同身分証を携行させ、必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示させるものとする。
- 3 センターを運営する者は、職員の資質の向上のため、保護観察所、矯正施設及び福祉関係機関等、関係する機関の協力を求め、必要に応じて、職員に対する研修を行うものとする。
- 4 センターを運営する者は、事業を行うために必要な広さの区画、設備及び備品等を配備するものとする。
- 5 センターを運営する者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、センターの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 6 センターを運営する者は、利用者又はその親族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。
- 7 センターを運営する者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。
- 8 センターを運営する者は、利用者に対する支援業務に関する記録を利用者ごとに整備し、当該支援業務を終了した日から5年間保存するものとする。

## 特別調整協力等依頼書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

保護観察所長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、更生保護法第30条の規定により依頼します。

### 1 特別調整対象者の氏名等

氏 名 ( 年 月 日生)  
本 籍  
収容されている矯正施設

### 2 援助・協力の内容

- (1) 上記1に掲げる特別調整対象者について、矯正施設から釈放された後に健全な生活態度を保持する上で、必要な福祉サービス等（公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からの介護、医療、年金その他の各種サービスをいう。）を受けられるよう協力願います。
- (2) (1)の調整に関する計画を作成の上、 年 月 日までに提出願います。

### 3 参考事項

- (1) 犯罪・非行の概要
- (2) 心身の状況
- (3) 生育歴
- (4) 家族の状況

### 4 その他

(注意) 事例に応じ不要の文字を削ること。また、特別調整対象者以外の生活環境調整対象者に係る依頼の場合は、「特別調整」を「生活環境調整」とすること。「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。なお、依頼に当たり参考となる事項については、必要な資料を添付して差し支えない。

## 福祉サービス等調整計画通知書

年 月 日

保護観察所長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった福祉サービス等調整計画を下記のとおり作成しましたので、通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 ( 年 月 日生)  
本 籍  
入所している矯正施設

2 福祉サービス等調整計画の内容

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

## 支援業務協力依頼書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

地域生活定着支援センター長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、依頼します。

1 対象者の氏名等

氏 名

( 年 月 日生)

本 籍

入所している矯正施設

2 援助・協力の内容

(注意) 本書には、保護観察所の長からの特別調整協力等依頼書、福祉サービス等調整計画が記載された書面その他必要な資料を添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

## 支援業務協力結果通知書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった次の者の支援に関し、下記のとおり結果を通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 ( 年 月 日生)  
本 籍  
入所している矯正施設

2 援助・協力の結果

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

## 特別調整協力結果通知書

年 月 日

保護観察所長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった次の者の支援に関し、下記の受入れ先施設等が確保されましたので、通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 ( 年 月 日生)

本 籍

入所している矯正施設

2 援助・協力の結果

(1) 受入れ先施設等の名称

(2) 受入れ先施設等の住所

(3) 利用が可能となる時期

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

## フェイスシート(アセスメント)

作成日 平成 年 月 日

## (1)プロフィール

記入者 (所属)

氏名	(ふりがな)	性別 男・女	生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 歳)		
本籍						
住民票所在地	〒			連絡先 (電話番号等)		
帰住予定 (希望地)	〒			帰住予定の 根拠(理由)		
家族構成	氏名	続柄	生年月日	職業	現住所	同居別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
家庭状況	家族の理解度 協力度					
	家庭の 経済状況					
	家庭の特殊事情 (障がいの有無等) その他					
身元引受人 後見人	氏名			本人との続柄		
	現住所	〒				
	連絡先 その他	電話番号：				
その他の支援者 援助者						

(2)犯罪の状況

罪名 (非行名)				刑名 刑期		
矯正 施設名				担当(窓口) 職員名		
矯正施設 入所日		刑期 終了日			入所度数	
犯罪の 概要及び 動機・原因 (生活状況)						
犯罪性の 特徴						
共犯者の 有無 状況						
再犯の 状況 前科						
過去の 非行・ 犯行歴						
反社会的 集団との 関係						

### (3) 障がい・要介護の状態

障がいが重複する場合は、該当するものをすべて記入する

要介護の状態	介護保険の認定	有・無			知的障がい	I Q		判定方法	判定日 年 月
	要支援・要介護認定介護度	(期間 年 月 日～ 年 月 日)				I Q相当値(CAPAS)			判定日 年 月
	要介護の状況					療育手帳	有・無	判定等級	(次回 年 月)
						障害程度区分の認定	(期間 年 月 日～ 年 月 日)		
身体障がい	障がいの部位				精神障がい	精神障がいの診断名			
	障がいの状況・程度					障がいの状況・程度			
	身体障害者手帳	有・無	判定等級		精神障害者保健福祉手帳	有・無	判定等級	(次回 年 月)	
その他の障がい等	自閉症、広汎性発達障がい、ダウン症候群、てんかん、認知傾向、その他								

### (4) 福祉サービスの利用状況

年金	有・無	年金の種類		年金の等級 支給額 等	
生活保護	有・無	種類及び 支給額 等			
その他の福祉サービスの利用状況					援護の実施 市町村

(5)医療状況

身長			cm	体重			kg
視覚	裸眼視力	矯正視力		血液型			
	右	( )		聴覚			
	左	( )					
てんかん	有・無	(種類) (発作の状況) (頻度)					
喘息	有・無	(状況)	口腔状態	虫歯(有・無)入れ歯(有・無)			
				(状況)			
皮膚疾患	有・無	(状況)	食品・薬品 に対する アレルギー	有・無	(状況)		
現在、 治療中の 疾病	疾病名		病院名(通院状況)		投薬・治療の状況		備考
既往歴・ 主な病歴	年月	疾病名	症状・治療歴			病院名	
医療面で、特に留意すべき点							

## (6)日常生活状況

( )内の当てはまるものに を付ける

食 事	(自立・要確認・要介助)	摂取量(拒食・普通・過食) 偏食 特別食の必要性 など
排 泄	(自立・要確認・要介助)	失禁・夜尿の有無 程度 便秘・下痢の体質 など
睡 眠	(自立・要確認・要介助)	睡眠の安定度 睡眠が浅い・寝つきが悪い など
入 浴	(自立・要確認・要介助)	体洗い・洗髪 of 自立度 入浴の習慣 など
洗面 歯磨き	(自立・要確認・要介助)	歯磨きの自立度 洗面の習慣 など
洗 濯	(自立・要確認・要介助)	洗濯の自立度 洗濯の習慣 など
脱着衣	(自立・要確認・要介助)	脱着衣の自立度 TPO に応じた服装 など
身辺整理	(自立・要確認・要介助)	整理整頓 清潔感 身だしなみ など
日常生活の中で、特に留意すべき点		

(7)社会性

( )内の当てはまるものに を付ける

意思伝達	(自立・要確認・要介助)	会話の能力 相談能力 意思を伝えようとするか など
言語能力	(読み)	
	(書き)	
危険物の理解度	(自立・要確認・要介助)	火気類・刃物類・薬物類の危険の理解度 危険察知能力 など
金銭感覚 金銭管理	(自立・要確認・要介助)	金銭価値の理解度 管理能力 計画性の有無 など
買い物	(自立・要確認・要介助)	買い物を一人でどの程度できるか 節約型か浪費型か など
交通機関の利用	(自立・要確認・要介助)	交通機関を一人でどの程度まで利用できるか
飲 酒	飲酒習慣の有無・程度 アルコールの種類 など(過去の状況も含めて)	
喫 煙	喫煙習慣の有無・程度 など(過去の状況も含めて)	
薬物依存	依存性・習慣性の有無・程度 薬物の種類 など(過去の状況も含めて)	
ギャンブル 依 存	依存性・習慣性の有無・程度 ギャンブルの種類 など(過去の状況も含めて)	
趣味		
特技		
社会性の中で、特に留意すべき点		

(8) 性格・行動の特徴

性格	(長所)	(短所)	
	情緒の安定		気分の変容 興奮
忍耐力		気分のむら 集中力	
協調性 思いやり		依存心	
集団生活	集団のルール 役割・当番等の意識 対人トラブル 交友関係 など		
対人関係			
職業観	職業意識 職業意欲 就労の希望 希望の職種 適性 など		
性的モラル	異性への関心度 性の抑制度 性的問題行動 特異な性癖 など		
反社会的 行動	暴言 暴力 盗癖 放火癖 放浪癖 など		
固執性 (こだわり)			

(9) 学歴・施設利用歴・職歴・生活歴

学歴 ・ 施設利用歴 ・ 職歴	年・月～年・月	学校名・施設名・職場名	状況・特記事項
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
生活歴・結婚歴	幼児期～学齢期～青年期～現在までの生活の状況 結婚歴 など		

(10) 将来の生活設計

本人の意向	就労・日中活動面	
	生活面	
	利用希望の福祉サービス	
	資格取得の要望等	
	その他の意向	
本人の意向に向けた課題整理	就労・日中活動面	
	生活面	
	その他	

その他、本人の状態を示す資料があれば添付してください。

(参考資料)

(更生保護施設用)

## 移行計画書(導入期)

利用者氏名： \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

更生保護施設名： \_\_\_\_\_

矯正施設退所日 (仮出所・仮退院となった日)	:	平成	年	月	日
---------------------------	---	----	---	---	---

更生保護施設 入所日	:	平成	年	月	日
------------	---	----	---	---	---

<仮出所・仮退院>

刑期終了日	:	平成	年	月	日
-------	---	----	---	---	---

更生緊急保護 開始日	:	平成	年	月	日
------------	---	----	---	---	---

<満期出所等>

更生緊急保護 終了日	:	平成	年	月	日
------------	---	----	---	---	---

### <移行までのプラン>

福祉申請	
利用サービス	
医 療	
移行先の調整	
特 記 (移行時期等)	

地域生活定着支援センター(作成者: \_\_\_\_\_)

## 個人情報の取扱ガイドラインに関する合意書

地域生活定着支援センターでの支援業務に当たり、支援対象者の個人情報については、その取扱（管理・保管・外部提供）が適切に行なわれるよう、下記の通りの「取扱ガイドライン」を定めて、

地域生活定着支援センター長（以下「甲」という）は、

\_\_\_\_\_（以下「乙」という）と

下記の通り合意し、これを誠実に履行するものとする。

### 記

1. 対象者の個人情報は、その支援業務に関わる担当者に限り閲覧可能とすること。
2. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
3. 個人情報の電子情報を入力した保存機器（USB メモリー、CD、HD 等）は、その支援業務に関わる担当者以外は使用しないようにすること。
4. 個人情報を入力した保存機器をパソコン等で使用する際は、インターネットに接続した状態では使用せず、コンピューターウイルスによる情報流出の防止措置を講じること。
5. 個人情報を紙媒体にする場合は、むやみに複写をとらず、関係者以外には閲覧させないこと。
6. 個人情報の記載されたファイル、保存機器（USB メモリー、CD、HD 等）は、内部が見えないキャビネット等に施錠のうえ保管すること。
7. 支援業務に際し、個人情報を他の福祉機関等へ提供する必要がある場合は、支援対象者本人とその旨の同意書を事前に作成し、本人の同意を得たうえで行なうこと。
8. 個人情報を他の福祉機関等へ提供する必要がある場合は、目的の最小限の範囲内とし、関係者以外に漏れることがないよう、細心の注意を払うこと。
9. 個人情報を他の福祉機関等へ提供する必要がある場合は、電子メールや FAX での提供は行なわず、郵送もしくは直接、担当者に手渡しをすること。
10. 事業管理者は、本要領、及び事業所で定める個人情報の取扱の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

この合意の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者押印のうえ、各自 1 通を所有する。

平成 年 月 日

地域生活定着支援センター

甲 センター長 \_\_\_\_\_ (印)

乙 \_\_\_\_\_ (印)

(参考資料)

平成 年 月 日

**意見書**  
**(地域生活移行個別支援特別加算)**

地域生活定着支援センター

センター長 印

利用者氏名	(ふりがな)	性別	生年 月日	年 月 日 (満 歳)
矯正施設 または 更生保護施設 等			刑期	
地域生活定着 支援センター 関与の状況				
利用する 福祉事業所			事業所 所在地	
備考				

# 福祉サービス利用に関する個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要な範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1 使用する目的

利用者が、福祉サービス等を円滑に利用するために各福祉関係機関への情報提供が必要な場合

### 2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内とし、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

### 3 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況、犯罪歴、生育歴等事業者が利用者を福祉サービスへ円滑につなげる際に最低限必要な、利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報（療育手帳等の所持の有無、各種年金の有無等）

「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4 使用する期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(利用者福祉サービスへつなげるために必要な期間。)

平成 年 月 日

地域生活定着支援センター 様

私 (利用者) 住所

氏名

印

上記代理人 (代理人を選定した場合) 住所

氏名

印

### ③ 関連機関一覧

#### 地域生活定着支援センター

施設名	〒	所在地	電話番号
岩手県地域生活定着支援センター	021 0024	岩手県一関市幸町 8 6	0191 48 3201
宮城県地域生活定着支援センター	980 8570	宮城県仙台市青葉区本町 3 8 1	022 211 2516
山形県地域生活定着支援センター	990 0861	山形県山形市江俣 1 9 26	023 623 9127
とちぎ地域生活定着支援センター	321 0964	栃木県宇都宮市駅前通り 3 4 13 森下ビル 3 F	028 666 4603
静岡県地域生活定着支援センターひまわり	410 0312	静岡県沼津市原1418 48 (社福)あしたか太陽の丘	055 968 1120
岐阜県地域生活定着支援センター	501 1173	岐阜県岐阜市中 2 470 県立寿楽苑内	058 293 5102
滋賀県地域生活定着支援センター	523 0893	滋賀県近江八幡市桜宮町235	0748 34 3655
和歌山県地域生活定着支援センター「ま～る」	640 8411	和歌山県和歌山市梶取21 8	073 488 7734
山口県地域生活定着支援センター	753 0072	山口県山口市大手町 9 6 ゆ～あいプラザ 山口県社会福祉協議会内	083 924 2820
佐賀県地域生活定着支援センター	849 0935	佐賀県佐賀市八戸溝 1 15 3	0952 97 8171
長崎県地域生活定着支援センター	852 8104	長崎県長崎市茂里町 3 24 長崎県総合福祉センター 3 F	095 813 1332

(2010年3月31日現在)

#### 矯正管区

施設名	〒	所在地	電話番号
札幌矯正管区	007 0801	北海道札幌市東区東苗穂 1条 2 5 5	011 783 3911
仙台矯正管区	984 0825	宮城県仙台市若林区古城 3 23 1	022 286 0111
東京矯正管区	330 9723	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 1 さいたま新都心合同庁舎 2号館	048 600 1500
名古屋矯正管区	461 0011	愛知県名古屋市中区白壁 1 15 1 名古屋合同庁舎第3号館	052 971 5961
大阪矯正管区	540 0008	大阪府大阪市中央区大手前 4 1 67 大阪合同庁舎第2号館別館	06 6941 5751
広島矯正管区	730 0012	広島県広島市中区上八丁堀 6 30 広島合同庁舎 4号館	082 223 8161
高松矯正管区	760 0033	香川県高松市丸の内 1 1 高松法務合同庁舎	087 822 4455
福岡矯正管区	813 0036	福岡県福岡市東区若宮 5 3 53	092 661 1137

#### 刑務所・少年刑務所

A：犯罪傾向の進んでいない者（初犯等）、B：犯罪傾向の進んでいる者（累犯／暴力団等）、F：日本人と異なる処遇が必要な外国人  
I：禁錮刑受刑者、J：少年、L：刑期10年以上、Y：26歳未満の成人、M：精神障がい者、P：身体障がい者、W：女子

	施設名	処遇区分	〒	所在地	電話番号
北海道	札幌刑務所	B F M P	007 8601	北海道札幌市東区東苗穂二条 1 5 1	011 781 2011
	札幌刑務支所	W	007 8603	北海道札幌市東区東苗穂二条 1 5 2	011 784 5241
	旭川刑務所	LB B	071 8153	北海道旭川市東鷹栖 3線 20 620	0166 57 2511
	帯広刑務所	B	089 1192	北海道帯広市別府町南 13 33	0155 48 7111
	網走刑務所	B	093 0088	北海道網走市三眺	0152 43 3167
	釧路刑務支所	A	085 0833	北海道釧路市宮本 2 2 5	0154 41 0221
	月形刑務所	B	061 0595	北海道樺戸郡月形町 1011	0126 53 3060
	函館少年刑務所	I JA YA A	042 8639	北海道函館市金堀町 6 11	0138 51 0185
東北	青森刑務所	B	030 0111	青森県青森市荒川字藤戸 88	017 739 2101
	宮城刑務所	LB B M P	984 8523	宮城県仙台市若林区古城 2 3 1	022 286 3111
	秋田刑務所	B	010 0948	秋田県秋田市川尻新川町 1 1	018 862 6581
	山形刑務所	I A LA	990 2162	山形県山形市あけぼの 2 1 1	023 686 2111
	福島刑務所	B F	960 8254	福島県福島市南沢又字上原 1	024 557 2222
	福島刑務支所	W WF	960 8536	福島県福島市南沢又字水門下 66	024 557 3111
	盛岡少年刑務所	JB YB B	020 0102	岩手県盛岡市上田字松屋敷 11 11	019 662 9221
関東	水戸刑務所	B	312 0033	茨城県ひたちなか市市毛 847	029 272 2424

	施設名	処遇区分	〒	所在地	電話番号
関東	栃木刑務所	W WF WJ	328 8550	栃木県栃木市惣社町2484	0282 27 1885
	黒羽刑務所	I A F	324 0293	栃木県大田原市寒井1466 2	0287 54 1191
	喜連川社会復帰促進センター	A	329 1493	栃木県さくら市喜連川5547	028 686 3111
	前橋刑務所	B F	371 0805	群馬県前橋市南町1 23 7	027 221 4247
	千葉刑務所	L A	264 8585	千葉県千葉市若葉区貝塚町192	043 231 1191
	市原刑務所	I YA A	290 0204	千葉県市原市磯ヶ谷11 1	0436 36 2351
	八王子医療刑務所	W A M P MW PW	192 0904	東京都八王子市子安町3 26 1	042 622 6188
	府中刑務所	B F M P LB	183 8523	東京都府中市晴見町4 10	042 362 3101
	横浜刑務所	B F LB	233 8501	神奈川県横浜市港南区港南4 2 2	045 842 0161
	横須賀刑務支所	F A FJ	239 0826	神奈川県横須賀市長瀬3 12 3	046 842 4977
中部	新潟刑務所	B F	950 8721	新潟県新潟市江南区山二ツ381 4	025 286 8221
	甲府刑務所	B F I	400 0056	山梨県甲府市堀之内町500	055 241 8311
	長野刑務所	A LA	382 8633	長野県須坂市馬場町1200	026 245 0900
	静岡刑務所	A F	420 0801	静岡県静岡市葵区東千代田3 1 1	054 261 0117
	川越少年刑務所	I JA YA A F FJ	350 1162	埼玉県川越市大字南大塚1508	049 242 0222
	松本少年刑務所	JB YB	390 0871	長野県松本市桐3 9 4	0263 32 3091
	富山刑務所	B	939 8251	富山県富山市西荒屋285 1	076 429 3741
	金沢刑務所	B F	920 1182	石川県金沢市田上町公1	076 231 4291
	福井刑務所	A	918 8101	福井県福井市一本木町52	0776 36 3220
	岐阜刑務所	LB B	501 1183	岐阜県岐阜市則松1 34 1	058 239 9821
	笠松刑務所	W	501 6095	岐阜県羽島郡笠松町中川町23	058 387 2175
	岡崎医療刑務所	M A	444 0823	愛知県岡崎市上地4 24 16	0564 51 9629
	名古屋刑務所	B F M P LB	470 0208	愛知県西加茂郡三好町ひばりヶ丘1 1	0561 36 2251
近畿	三重刑務所	A	514 0837	三重県津市修成町16 1	059 228 2161
	滋賀刑務所	A	520 8666	滋賀県大津市大平1 1 1	077 537 3271
	京都刑務所	B F LB	607 8144	京都府京都市山科区東野井ノ上町20	075 581 2171
	大阪刑務所	B F LB	590 0014	大阪府堺市堺区田出井町6 1	072 238 8261
	大阪医療刑務所	M P W A MW PW	590 0014	大阪府堺市堺区田出井町8 80	072 228 0145
	神戸刑務所	B F LB	674 0061	兵庫県明石市大久保町森田120	078 936 0911
	加古川刑務所	I YA A	675 0061	兵庫県加古川市加古川町大野1530	079 424 3441
	播磨社会復帰促進センター	A	675 1297	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079 430 5503
	和歌山刑務所	W WF WJ	640 8507	和歌山県和歌山市加納383	073 471 2231
	姫路少年刑務所	JB YB B	670 0028	兵庫県姫路市岩端町438	079 296 1020
	奈良少年刑務所	JA YA A F FJ	630 8102	奈良県奈良市般若寺町18	0742 22 4961
中国	鳥取刑務所	B	680 1192	鳥取県鳥取市下味野719	0857 53 4191
	松江刑務所	B	690 8554	島根県松江市西川津町67	0852 23 2222
	島根あさひ社会復帰促進センター	YA A PA	697 0492	島根県浜田市旭町丸原380 15	0855 45 8171
	岡山刑務所	LA	701 2141	岡山県岡山市北区牟佐765	086 229 2531
	広島刑務所	B F P LB	730 8651	広島県広島市中区吉島町13 114	082 241 8601
	尾道刑務支所	I A B	722 0041	広島県尾道市防地町23 2	0848 37 2411
	山口刑務所	A	753 8525	山口県山口市松美町3 75	083 922 1450
	岩国刑務所	W	741 0061	山口県岩国市錦見6 11 29	0827 41 0136
	美祢社会復帰促進センター	A WA YA	750 0693	山口県美祢市豊田前町麻生下10	0837 57 5131
	徳島刑務所	LB B	779 3133	徳島県徳島市入田町大久200 1	088 644 0111
四国	高松刑務所	B F LB	760 0067	香川県高松市松福町2 16 63	087 821 6116
	松山刑務所	YA A I	791 0293	愛媛県東温市見奈良1243 2	089 964 3355

	施設名	処遇区分	〒	所在地	電話番号
四国	高知刑務所	B	781 5101	高知県高知市布師田3604 1	088 866 5454
九州	北九州医療刑務所	M A	802 0837	福岡県北九州市小倉南区葉山町1 1 1	093 963 8131
	福岡刑務所	B F P LB	811 2126	福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6 1 1	092 932 0395
	麓刑務所	W	841 0084	佐賀県鳥栖市山浦町2635	0942 82 2121
	佐賀少年刑務所	JA YA A	840 0856	佐賀県佐賀市新生町2 1	0952 24 3291
	佐世保刑務所	B	859 3225	長崎県佐世保市浦川内町1	0956 38 4211
	長崎刑務所	B F LB	854 8650	長崎県諫早市小川町1650	0957 22 1330
	熊本刑務所	LB B	862 0970	熊本県熊本市渡鹿7 12 1	096 364 3165
	大分刑務所	I LA A	870 8588	大分県大分市畑中303	097 543 5177
	宮崎刑務所	B	880 2293	宮崎県宮崎市大字糸原4623	0985 41 1121
	鹿児島刑務所	B	899 6193	鹿児島県始良郡湧水町中津川1733	0995 75 2025
	沖縄刑務所	I YA YB A B M P	901 1514	沖縄県南城市知念字具志堅330	098 948 1096

### 少年院

	施設名	〒	所在地	電話番号
北海道	帯広少年院	080 0846	北海道帯広市緑ヶ丘3 2	0155 24 5787
	北海少年院	066 0066	北海道千歳市大和4 746 10	0123 23 3147
	紫明女子学院	066 0066	北海道千歳市大和4 662 2	0123 22 5141
	月形学園	061 0514	北海道樺戸郡月形町字知来乙264 1	0126 53 2736
東北	青森少年院	039 3313	青森県東津軽郡平内町沼館字沼館尻	017 755 2341
	盛岡少年院	020 0121	岩手県盛岡市月が丘2 15 1	019 647 2107
	東北少年院	984 0825	宮城県仙台市若林区古城3 21 1	022 285 4270
	青葉女子学園	984 0825	宮城県仙台市若林区古城3 24 1	022 286 1551
	置賜学院	992 0111	山形県米沢市下新田445	0238 37 4040
関東	茨城農芸学院	300 1288	茨城県牛久市久野町1722	029 875 1114
	水府学院	311 3104	茨城県東茨城郡茨城町駒渡1084 1	029 292 0054
	喜連川少年院	329 1412	栃木県さくら市喜連川3475 1	028 686 3020
	赤城少年院	371 0222	群馬県前橋市上大屋町60	027 283 2020
	榛名女子学園	370 3503	群馬県北群馬郡榛東村新井1027 1	0279 54 3232
	市原学園	290 0204	千葉県市原市磯ヶ谷157 1	0436 36 1581
	八街少年院	289 1123	千葉県八街市滝台1766	043 445 3787
	多摩少年院	193 0932	東京都八王子市緑町670	042 622 5219
	関東医療少年院	183 0052	東京都府中市新町1 17 1	042 362 2355
	愛光女子学園	201 0001	東京都狛江市西野川3 14 26	03 3480 2178
	久里浜少年院	239 0826	神奈川県横須賀市長瀬3 12 1	046 841 2585
	小田原少年院	250 0001	神奈川県小田原市扇町1 4 6	0465 34 8148
	神奈川医療少年院	229 1105	神奈川県相模原市小山4 4 5	042 772 2145
	中部	新潟少年学院	940 0828	新潟県長岡市御山町117 13
有明高原寮		399 8301	長野県安曇野市穂高有明7299	0263 83 2204
駿府学園		421 2118	静岡県静岡市葵区内牧118	054 296 1661
湖南学院		920 1146	石川県金沢市上中町口11 1	076 229 1077
瀬戸少年院		489 0988	愛知県瀬戸市東山町14	0561 82 3195
愛知少年院		470 0343	愛知県豊田市浄水町原山1	0565 45 0511
	豊ヶ岡学園	470 1153	愛知県豊明市前後町三ツ谷1293	0562 92 3106
近畿	宮川医療少年院	519 0504	三重県伊勢市小俣町宮前25	0596 22 4844

地域生活定着支援センターの概要

具体的な支援にあたって

個人事例

効果的な支援のあり方について

今後の課題

資料集

	施設名	〒	所在地	電話番号
近畿	京都医療少年院	611 0002	京都府宇治市木幡平尾 4	0774 31 8101
	浪速少年院	567 0071	大阪府茨木市郡山 1 10 17	072 643 5065
	交野女子学院	576 0053	大阪府交野市郡津 2 45 1	072 891 1132
	和泉学園	599 0231	大阪府阪南市貝掛1096	072 476 5221
	加古川学園	675 1201	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079 438 0353
	播磨学園	675 1201	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079 438 0340
	奈良少年院	631 0811	奈良県奈良市秋篠町1122	0742 45 4681
中国	美保学園	683 0101	鳥取県米子市大篠津町4557	0859 28 7111
	岡山少年院	701 0206	岡山県岡山市南区箕島2497	086 282 1128
	広島少年院	739 0151	広島県東広島市八本松町原11174 31	082 429 0821
	貴船原少女苑	739 0151	広島県東広島市八本松町原6088	082 429 3001
四国	丸亀少女の家	763 0054	香川県丸亀市中津町28	0877 22 9226
	四国少年院	765 0004	香川県善通寺市善通寺町2020	0877 62 1251
	松山学園	791 8069	愛媛県松山市吉野町3803	089 951 1252
九州・沖縄	筑紫少女苑	811 0204	福岡県福岡市東区大字奈多1302 105	092 607 5695
	福岡少年院	811 1346	福岡県福岡市南区老司 4 20 1	092 565 3331
	佐世保学園	857 1161	長崎県佐世保市大塔町1279	0956 31 8277
	人吉農芸学院	868 0301	熊本県球磨郡錦町木上北223 1	0966 38 3102
	中津少年学院	871 0152	大分県中津市加来1205	0979 32 2321
	大分少年院	879 7111	大分県豊後大野市三重町赤嶺2721	0974 22 0610
	沖縄少年院	904 0034	沖縄県沖縄市市内 1 13 1	098 933 4486
沖縄女子学園	904 0034	沖縄県沖縄市市内 1 14 1	098 933 7241	

### 保護観察所・地方更生保護委員会

	施設名	〒	所在地	電話番号
北海道	北海道地方更生保護委員会	060 0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎	011 261 9907
	札幌保護観察所	060 0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎	011 261 9225
	函館保護観察所	040 0032	北海道函館市新川町25 18 函館地方合同庁舎	0138 26 0431
	旭川保護観察所	070 0901	北海道旭川市花咲町 4 2272 15 旭川地方法務合同庁舎	0166 51 9376
	釧路保護観察所	085 0017	北海道釧路市幸町10 3 釧路地方合同庁舎	0154 23 3200
東北	東北地方更生保護委員会	980 0812	宮城県仙台市青葉区片平 1 3 1 仙台法務総合庁舎	022 221 3536
	青森保護観察所	030 0861	青森県青森市長島 1 3 25 青森法務総合庁舎	017 776 6418
	盛岡保護観察所	020 0023	岩手県盛岡市内丸 8 20 盛岡法務合同庁舎	019 624 3395
	仙台保護観察所	980 0812	宮城県仙台市青葉区片平 1 3 1 仙台法務総合庁舎	022 221 1451
	秋田保護観察所	010 0951	秋田県秋田市山王 7 1 2 秋田地方法務合同庁舎	018 862 3903
	山形保護観察所	990 0046	山形県山形市大手町 1 32 山形地方法務合同庁舎	023 631 2277
	福島保護観察所	960 8017	福島県福島市狐塚17 福島法務合同庁舎	024 534 2246
関東	関東地方更生保護委員会	330 9725	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 1 さいたま新都心合同庁舎二号館	048 600 0181
	水戸保護観察所	310 0061	茨城県水戸市北見町 1 1 水戸地方法務合同庁舎	029 221 3942
	宇都宮保護観察所	320 0036	栃木県宇都宮市小幡 2 1 11 宇都宮地方法務合同庁舎	028 621 2271
	前橋保護観察所	371 0026	群馬県前橋市大手町 3 2 1 前橋法務総合庁舎	027 237 5010
	さいたま保護観察所	330 0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 16 58 さいたま法務総合庁舎	048 861 8287
	千葉保護観察所	260 0013	千葉県千葉市中央区中央港 1 11 3 千葉地方合同庁舎	043 204 7791
	東京保護観察所	100 0013	東京都千代田区霞が関 1 1 1 中央合同庁舎 6号館 A棟	03 3597 0120
	東京保護観察所立川支部	190 0014	東京都立川市緑町 6 3 立川第二法務総合庁舎 2階	042 521 4231

	施設名	〒	所在地	電話番号
関東	横浜保護観察所	231 0001	神奈川県横浜市中区新港 1 6 2 横浜第一港湾合同庁舎	045 201 3006
	新潟保護観察所	951 8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025 222 1531
	甲府保護観察所	400 0032	山梨県甲府市中央 1 11 8 甲府法務合同庁舎別館	055 235 7144
	長野保護観察所	380 0846	長野県長野市旭町1108 長野地方法務合同庁舎	026 234 1993
	静岡保護観察所	420 0853	静岡県静岡市葵区追手町 9 45 静岡地方法務合同庁舎	054 253 0191
中部	中部地方更生保護委員会	460 0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4 3 1 名古屋法務合同庁舎	052 951 2944
	富山保護観察所	939 8202	富山県富山市西田地方町 2 9 16 富山法務合同庁舎	076 421 5620
	金沢保護観察所	920 0024	石川県金沢市西念 3 4 1 金沢駅西合同庁舎	076 261 0058
	福井保護観察所	910 0019	福井県福井市春山 1 1 54 福井春山合同庁舎	0776 22 2858
	岐阜保護観察所	500 8812	岐阜県岐阜市美江寺町 2 7 2 岐阜法務総合庁舎別館	058 265 2651
	名古屋保護観察所	460 0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4 3 1 名古屋法務合同庁舎	052 951 2941
津保護観察所	514 0032	三重県津市中央 3 12 津法務総合庁舎	059 227 6671	
近畿	近畿地方更生保護委員会	540 0008	大阪府大阪市中央区大手前 4 1 76 大阪合同庁舎第4号館	06 6949 6260
	大津保護観察所	520 0057	滋賀県大津市御幸町 6 5	077 524 6683
	京都保護観察所	602 0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075 441 5141
	大阪保護観察所	540 0008	大阪府大阪市中央区大手前 4 1 76 大阪合同庁舎第4号館	06 6949 6240
	大阪保護観察所堺支部	590 0078	大阪府堺市堺区南瓦町 2 55 堺法務合同庁舎	072 221 0037
	神戸保護観察所	650 0016	兵庫県神戸市中央区橋通 1 4 1 神戸法務総合庁舎	078 351 4004
	奈良保護観察所	630 8213	奈良県奈良市登大路町 1 1 奈良地方法務合同庁舎	0742 23 4868
和歌山保護観察所	640 8143	和歌山県和歌山市二番丁 2 和歌山地方合同庁舎	073 436 2501	
中国	中国地方更生保護委員会	730 0012	広島県広島市中区上八丁堀 2 15 広島法務合同庁舎	082 221 4497
	鳥取保護観察所	680 0842	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第三地方合同庁舎	0857 22 3518
	松江保護観察所	690 0841	島根県松江市向島町134 10 松江地方合同庁舎	0852 21 3767
	岡山保護観察所	700 0807	岡山県岡山市北区南方 1 3 58 岡山地方法務合同庁舎	086 224 5661
	広島保護観察所	730 0012	広島県広島市中区上八丁堀 2 15 広島法務合同庁舎	082 221 4495
山口保護観察所	753 0088	山口県山口市巾着町 6 16 山口地方合同庁舎 2号館	083 922 1337	
四国	四国地方更生保護委員会	760 0033	香川県高松市丸の内 1 1 高松法務合同庁舎	087 822 5090
	徳島保護観察所	770 0852	徳島県徳島市徳島町城ノ内 6 6 徳島地方合同庁舎	088 622 4359
	高松保護観察所	760 0033	香川県高松市丸の内 1 1 高松法務合同庁舎	087 822 5445
	松山保護観察所	790 0001	愛媛県松山市一番町 4 4 1 松山法務総合庁舎	089 941 9983
	高知保護観察所	780 0870	高知県高知市本町 4 3 41 高知地方合同庁舎	088 873 5118
九州・沖縄	九州地方更生保護委員会	810 0073	福岡県福岡市中央区舞鶴 2 5 30	092 761 7781
	福岡保護観察所	810 0073	福岡県福岡市中央区舞鶴 1 4 13	092 761 6736
	福岡保護観察所北九州支部	803 0813	福岡県北九州市小倉北区内 5 3 小倉合同庁舎	093 561 6340
	佐賀保護観察所	840 0041	佐賀県佐賀市城内 2 10 20 佐賀合同庁舎	0952 24 4291
	長崎保護観察所	850 0033	長崎県長崎市万才町 8 16 長崎法務合同庁舎	095 822 5175
	熊本保護観察所	862 0971	熊本県熊本市大江 3 1 53 熊本第二合同庁舎	096 366 8080
	大分保護観察所	870 0045	大分県大分市城崎町 2 3 21 大分法務合同庁舎	097 532 2053
	宮崎保護観察所	880 0802	宮崎県宮崎市別府町 1 1 宮崎法務総合庁舎	0985 24 4345
	鹿児島保護観察所	892 0816	鹿児島県鹿児島市山下町13 10 鹿児島地方法務合同庁舎	099 226 1556
那覇保護観察所	900 0022	沖縄県那覇市樋川 1 15 15 那覇第一地方合同庁舎	098 853 2945	
九州地方更生保護委員会那覇分室	900 0022	沖縄県那覇市樋川 1 15 15 那覇第一地方合同庁舎	098 853 2947	

地域生活定着支援センターの概要

具体的な支援にあたって

個人事例

効果的な支援のあり方について

今後の課題

資料集

## 更生保護施設

■は「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する指定更生保護施設」

施設名		〒	所在地	電話番号
北海道	大谷染香苑	男(成・少) 女(成・少)	065 0043 北海道札幌市東区苗穂町2 2 5	011 731 5505
	札幌大化院希望寮	男(成・少)	060 0061 北海道札幌市中央区南一条西17 1 13	011 611 0407
	巴寮	男(成・少)	040 0025 北海道函館市堀川町13 2	0138 52 1391
	旭川清和荘	男(成・少)	070 0039 北海道旭川市九条通2 1485 58	0166 22 3907
	釧路慈徳会	男(成・少)	085 0833 北海道釧路市宮本2 9 6	0154 41 6400
	十勝自営会	男(成・少)	080 0802 北海道帯広市東二条南14 1	0155 23 3723
	錦水寮	男(成・少)	093 0045 北海道網走市大曲1 1 1	0152 43 2230
	清泉寮	男(成・少)	090 0811 北海道北見市泉町3 6 40	0157 25 4149
東北	プラザあすなろ	男(成・少)	030 0861 青森県青森市長島1 3 28	017 734 6211
	岩手保護院	男(成・少)	020 0877 岩手県盛岡市下ノ橋町2 25	019 622 2806
	宮城東華会	男(成・少)	982 0842 宮城県仙台市太白区越路15 6	022 223 3964
	秋田至仁会	男(成・少)	010 0029 秋田県秋田市榎山川口境22 12	018 832 5787
	羽陽和光会	男(成・少)	990 0833 山形県山形市春日町7 5	023 645 2875
	至道会	男(成・少)	960 8003 福島県福島市森合字山ノ下4 2	024 557 2656
関東	有光苑	男(成・少)	312 0033 茨城県ひたちなか市大字市毛858 36	029 272 6370
	尚徳会館	男(成・少)	320 0864 栃木県宇都宮市住吉町10 16	028 633 6431
	栃木明徳会	女(成・少)	328 0032 栃木県栃木市神田町3 14	0282 22 1171
	群馬県仏教保護会	男(成・少)	371 0025 群馬県前橋市紅雲町1 24 6	027 221 3376
	清心寮	男(成・少)	336 0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7 12 19	048 837 1755
	千葉県帰性会	男(成・少)	264 0023 千葉県千葉市若葉区貝塚町27	043 231 1610
	更新会	男(成)	169 0051 東京都新宿区西早稲田1 21 1	03 5286 8191
	興楽会	男(成)	174 0071 東京都板橋区常盤台3 13 5	03 3960 0204
	斉修会	男(成)	169 0073 東京都新宿区百人町1 4 12	03 3200 7151
	慈斉会	男(成)	116 0001 東京都荒川区町屋7 11 7	03 3892 4750
	新興会	男(成)	171 0044 東京都豊島区千早1 36 20	03 3957 2891
	真哉会	男(成)	120 0015 東京都足立区足立2 51 6	03 3886 2951
	静修会 足立寮	男(成)	120 0046 東京都足立区小台2 43 5	03 3911 3377
	静修会 荒川寮	女(成・少)	116 0002 東京都荒川区荒川4 17 1	03 3891 5750
	清和会	男(成)	123 0853 東京都足立区本木2 15 16	03 3887 8323
	善隣厚生会	男(成)	151 0071 東京都渋谷区本町2 47 5	03 3377 3705
	ステップ竜岡	男(成・少)	113 0034 東京都文京区湯島4 8 15	03 3811 2853
	ステップ押上	男(成・少)	130 0002 東京都墨田区業平2 10 11	03 3624 2735
	敬和園	男(少)	165 0023 東京都中野区江原町2 6 5	03 3951 7669
	日新協会	男(成・少)	116 0012 東京都荒川区東尾久2 34 7	03 3892 2431
	両全会	女(成・少)	151 0052 東京都渋谷区代々木神園町3 40	03 3468 1639
	鶴舞会	男(成・少)	194 0004 東京都町田市鶴間371	042 796 7573
	安立園	男(成)	183 0057 東京都府中市晴見町1 13 5	042 368 7211
	自愛会	男(成・少)	192 0904 東京都八王子市子安町2 1 18	042 642 4941
	八興社	男(成・少)	186 0002 東京都国立市東2 18 2	042 572 6196
	柴翠苑	女(成・少)	193 0932 東京都八王子市緑町78 1	042 622 6024
	まこと寮	男(成・少)	234 0053 神奈川県横浜市港南区日野中央1 3 32	045 842 5534
	横浜力行舎	男(成)	235 0011 神奈川県横浜市磯子区丸山1 19 20	045 751 0795
	川崎自立会	男(成・少)	210 0847 神奈川県川崎市川崎区浅田1 4 2	044 322 2154
	報徳更生寮	男(成・少)	250 0001 神奈川県小田原市扇町1 6 25	0465 34 4049

施設名		〒	所在地	電話番号
中部	新潟川岸寮	男(成・少) 女(成)	951 8133 新潟県新潟市中央区川岸町3 17 28	025 266 8125
	山梨以徳会	男(成・少)	400 0867 山梨県甲府市青沼2 22 1	055 233 4901
	福花寮	男(成) 女(成)	380 0873 長野県長野市新諏訪1 1 8	026 232 2434
	みすず寮	男(成・少)	380 0801 長野県松本市美須々7 8	0263 32 2230
	静岡県勸善会	男(成・少)	422 8072 静岡県静岡市駿河区小黑2 1 25	054 286 1094
	少年の家	男(成・少)	420 0947 静岡県静岡市堤町914 60	054 271 5896
	富山養得園	男(成・少)	939 8271 富山県富山市太郎丸西町1 17 7	076 421 2690
	親和寮	男(成・少)	920 0934 石川県金沢市宝町1 16	076 231 7042
	福井福田会	男(成・少)	910 0015 福井県福井市二の宮2 3 8	0776 23 1204
	光風荘	男(成・少)	500 8815 岐阜県岐阜市梅河町2 1	058 263 0703
	洗心之家	女(成・少)	501 1106 岐阜県岐阜市石谷770 22	058 235 7958
	愛知自啓会	男(成)	463 0067 愛知県名古屋守山区守山2 14 31	052 793 7214
	中協園	男(成・少)	461 0011 愛知県名古屋守山区白壁2 20 18	052 953 1410
	立正園	男(成・少)	436 0028 愛知県名古屋守山区大森八龍2 1017	052 798 0303
	岡崎自啓会	男(成・少)	444 0840 愛知県岡崎市戸崎町字牛軋10	0564 51 5226
	徳永会大徳塾	男(成)	471 0046 愛知県豊田市本新町7 50 1	0565 32 5211
東三更生保護会(智光寮)	男(成・少)	440 0853 愛知県豊橋市佐藤町3 22 1	0532 61 5186	
近畿	三重県保護会	男(成・少)	514 0806 三重県津市上弁財町11 11	059 228 3493
	光風寮	男(成・少)	520 0837 滋賀県大津市中庄2 1 48	077 524 3426
	京都保護育成会	男(成・少)	615 0033 京都府京都市右京区西院寿町20	075 311 9611
	西本願寺白光荘	女(成・少)	616 8074 京都府京都市右京区太秦安井二条裏町12 6	075 802 2506
	盟親	男(成・少)	604 8803 京都府京都市中京区六角通大宮西入因幡町112 4	075 811 8817
	和衷会	男(成)	530 0024 大阪府大阪市北区山崎町5 10	06 6361 2716
	愛正会	男(成)	532 0012 大阪府大阪市淀川区木川東1 9 6	06 6301 2309
	宝珠園	男(成)	590 0017 大阪府堺市堺区北田出井町3 3 30	072 232 1714
	泉州寮	男(少)	590 0071 大阪府泉佐野市鶴原1 4 6	072 462 1092
	湊川寮	男(成)	652 0041 兵庫県神戸市兵庫区湊川町10 5 20	078 511 4611
	播磨保正会	男(成・少)	670 0095 兵庫県姫路市新在家1 6 21	079 292 5446
	姫路薬師寮	男(成)	670 0058 兵庫県姫路市車崎1 13 15	079 292 2388
	至徳会	男(成・少)	630 8102 奈良県奈良市般若寺町264 2	0742 23 3574
	端正会	男(成・少) 女(成・少)	640 8341 和歌山県和歌山市黒田266	073 471 3681
中国	鳥取県更生保護給産会	男(成・少)	680 0824 鳥取県鳥取市行徳3 815	0857 22 4884
	鳥根更生保護会	男(成・少)	690 0872 鳥根県松江市奥谷町306 1	0852 21 5383
	備作恵済会古松園	男(成・少)	700 0915 岡山県岡山市鹿田本町2 7	086 225 2475
	美作自修会	男(成・少)	708 0022 岡山県津山市山下46 28	0868 22 2087
	ウイズ広島	男(成・少) 女(成・少)	730 0822 広島県広島市中区吉島東1 1 18	082 241 1534
	呉清明園	男(成・少)	737 0817 広島県呉市上二河町6 16	0823 21 5933
	山口更生保護会	男(成・少)	753 0052 山口県山口市三和町11 4	083 924 6016
	たちばな荘	男(成・少)	750 0043 山口県下関市東神田町1 10	083 222 1355
四国	徳島自立会	男(成・少)	770 0872 徳島県徳島市北沖洲2 8 27	088 664 0452
	讃岐修斉会	男(成・少)	763 0091 香川県丸亀市川西町北1657	0877 22 8197
	愛媛県更生保護会	男(成・少)	790 0056 愛媛県松山市土居田町280 1	089 972 0714
	高坂寮	男(成・少)	780 0056 高知県高知市北本町1 3 3	088 872 2053
九州	梅香寮	女(成・少)	810 0063 福岡県福岡市中央区唐人町3 3 29	092 731 3917
	福岡弥生寮	男(成・少)	814 0014 福岡県福岡市早良区弥生2 4 31	092 821 2187
	福正会	男(成)	814 0006 福岡県福岡市早良区百道1 3 13	092 821 2723
	恵辰会	男(成・少)	811 2113 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117 16	092 932 0187

地域生活定着支援センターの概要

具体的な支援にあたって

個人事例

効果的な支援のあり方について

今後の課題

資料集

施設名		〒	所在地	電話番号
九州・沖縄	筑豊宏済会	男(成・少)	820 0044 福岡県飯塚市横田字庄の町18 2	0948 29 5246
	田川ふれ愛義塾	男(少)	825 0002 福岡県田川市大字伊田1526 1	0947 45 4355
	湧金寮	男(成・少)	802 0821 福岡県北九州市小倉北区鑄物師町10 11	093 561 0928
	佐賀県恒産会	男(成・少)	840 0853 佐賀県佐賀市長瀬町7 10	0952 23 4202
	長崎啓成会	男(成・少)	851 0251 長崎県長崎市田上2 12 35	095 822 6015
	佐世保白雲	男(成・少)	857 1164 長崎県佐世保市白岳町730 1	0956 31 6724
	虹	男(成・少) 女(成・少)	859 1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2504	0957 77 3620
	熊本自営会	男(成・少)	862 0970 熊本県熊本市渡鹿6 6 45	096 366 3500
	あけぼの寮	男(成・少)	870 0818 大分県大分市田室町4 10	097 543 2441
	みやざき青雲	男(成・少)	880 0877 宮崎県宮崎市宮脇町72	0985 22 4643
	草牟田寮	男(成・少)	890 0015 鹿児島県鹿児島市草牟田1 19 53	099 222 5459
	がじゅまる沖縄	男(成・少) 女(成・少)	903 0803 沖縄県那覇市首里平良町1 29 4	098 884 4091
	やんばる青年隊	男(成・少)	905 1204 沖縄県国頭郡東村字平良380番地1	0980 43 2118
	一時保護事業所	生活再建相談センター(同歩会)	111 0031 東京都台東区千束4 39 6 3 F	0120 141 489

## 救護施設

施設名		〒	所在地	電話番号	
北海道	札幌明啓院	007 0801	北海道札幌市東区東苗穂1条3丁目2 11	011 781 2545	
	白石福祉園	003 0859	北海道札幌市白石区川北2272番地8	011 875 2940	
	札幌市あけぼの荘	003 0028	北海道札幌市白石区平和通4丁目南3 6	011 861 2878	
	静心寮	003 0859	北海道札幌市白石区川北2272番地9号	011 873 5001	
	東明寮	089 1242	北海道帯広市大正町基線100番地34	0155 64 2333	
	救護施設親愛の家	073 0405	北海道歌志内市字神威49 1	0125 42 2673	
	函館厚生院高丘寮	042 0955	北海道函館市高丘町3 1	0138 57 7038	
	函館共働宿泊所救護部	042 0903	北海道函館市新湊町261番地	0138 58 4040	
	明和園	040 0022	北海道函館市日乃出町21 17	0138 51 5281	
東北	まことホーム	034 0211	青森県十和田市大字大不動字山中12 1	0176 28 2011	
	誠幸園	034 0001	青森県十和田市大字三本木字野崎116 3	0176 23 3920	
	白鳥ホーム	039 3314	青森県東津軽郡平内町盛田字堤ヶ沢126	017 755 3274	
	宮城県太白荘	982 0215	宮城県仙台市太白区旗立2丁目3 1	022 245 3721	
	東山荘	981 0943	宮城県仙台市青葉区国見6丁目39番1号	022 233 0207	
	玉葉荘	010 1344	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下28	018 887 2235	
	ひばりが丘ホーム	018 4231	秋田県北秋田市上杉字金沢121 106	0186 78 3184	
	救護施設好地荘	028 3171	岩手県花巻市石鳥谷町中寺林7 46 3	0198 45 3024	
	松山荘	027 0037	岩手県宮古市松山第8地割19 1	0193 62 7921	
	紅花ホーム	994 0006	山形県天童市成生1971 26	0237 47 0241	
	山形県立泉荘	993 0033	山形県長井市今泉1812	0238 88 9211	
	山形県立みやま荘	999 3502	山形県西村山郡河北町大字吉田字馬場11	0237 72 3181	
	郡山せいわ園	963 0661	福島県郡山市舞木町字間明田104	024 956 2121	
	福島県喜多方しのめ荘	966 0932	福島県喜多方市上三宮町吉川字黒澤4600 1	0241 22 0222	
	矢吹緑風園	969 0284	福島県西白河郡矢吹町滝八幡101	0248 42 2244	
	福島県浪江ひまわり荘	979 1536	福島県双葉郡浪江町大字加倉字今神78	0240 35 4179	
	福島県からまつ荘	961 8071	福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原341 8	0248 25 3103	
	やしおみ荘	972 0161	福島県いわき市遠野町上遠野字堀切27	0246 89 3333	
	関東	鳴鶴寮	321 0347	栃木県宇都宮市飯田町261	028 648 2422
		救護施設妙義白雲寮	379 0202	群馬県富岡市妙義町大牛523 5	0274 73 2328

	施設名	〒	所在地	電話番号
関東	緑荘	373 0806	群馬県太田市龍舞町316	0276 45 0108
	太陽の家	370 0535	群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1321 1	0276 63 1051
	救護施設ナザレ園	319 2103	茨城県那珂市中里322 2	029 296 1732
	救護施設もくせい	310 0035	茨城県水戸市東原3 2 7	029 303 7373
	鹿島更生園救護寮	314 0012	茨城県鹿嶋市大字平井1129 10	0299 82 1276
	慈翠館	315 0028	茨城県石岡市半ノ木11461	0299 24 2871
	育心寮	350 0463	埼玉県入間郡毛呂山町前久保南1 6 26	049 295 1234
	羽生園	348 0036	埼玉県羽生市大字砂山91	048 561 0491
	千葉県救護施設松風園	266 0007	千葉県千葉市緑区辺田町604	043 291 0150
	風の郷「厚生園」	289 0345	千葉県香取市八本555 27	0478 82 5134
	房総平和園	299 3223	千葉県山武郡大網白里町南横川1748 1	0475 72 0254
	千葉県救護盲老人施設猿田荘	288 0855	千葉県銚子市猿田町440	0479 33 1385
	成田市愛光園	286 0005	千葉県成田市下方1561 1	0476 27 3516
	光の家神愛園	191 0065	東京都日野市旭が丘1 17 17	042 581 2340
	黎明寮	187 0032	東京都小平市小川町1 485	042 341 0336
	あかつき	187 0032	東京都小平市小川町1 485	042 341 4711
	くるめ園	187 0021	東京都小平市上水南町4 7 45	042 321 8866
	昭島荘	196 0022	東京都昭島市中神町1260	042 541 5981
	光華寮	192 0375	東京都八王子市市鑓水428	042 676 8336
	村山荘	189 0024	東京都東村山市富士見町2 7 5	042 391 1262
	さつき荘	189 0024	東京都東村山市富士見町2 8 2	042 396 2244
	優仁ホーム	192 0152	東京都八王子市美山町1463	042 651 3438
	救世軍自省館	204 0023	東京都清瀬市竹丘1 17 60	042 493 5374
	平塚ふじみ園	254 0014	神奈川県平塚市四之宮6 15 1	0463 55 1800
	清明の郷	232 0033	神奈川県横浜市南区中村町5 315	045 251 5099
	横浜市浦舟園	232 0024	神奈川県横浜市南区浦舟町3 46	045 232 9808
	岡野福祉会館	220 0073	神奈川県横浜市西区岡野2 15 6	045 311 2601
	ノーマ・ヴィラージュ聖風苑	210 0832	神奈川県川崎市川崎区池上新町3 1 8	044 288 5401
中部	葵寮	420 0949	静岡県静岡市葵区与一6丁目17 3	054 255 0765
	清風寮	431 3492	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島217 3	053 583 1133
	静岡市救護所	421 1223	静岡県静岡市葵区吉津1905	054 278 6239
	沼津市立高尾園	410 0001	静岡県沼津市足高156 1	055 921 5722
	浜松市立西山園	432 8001	静岡県浜松市西区西山町1882 2	053 485 1384
	聖隷厚生園讃栄寮	431 1304	静岡県浜松市北区細江町中川7220 7	053 437 4598
	浜松市立入野園	432 8068	静岡県浜松市西区大平台1 34 20	053 485 5005
	慈照園	432 8023	静岡県浜松市中区鴨江3 4 3	053 452 3069
	かしわ荘	945 0112	新潟県柏崎市大字畔屋194 1	0257 24 4101
	おぐに荘	949 5215	新潟県長岡市小国町新町852 4	0258 95 3400
	有明荘	950 2071	新潟県新潟市西区西有明町1 71	025 267 0436
	ひまわり荘	959 2804	新潟県胎内市塩沢279	0254 47 3100
	名立園	949 1604	新潟県上越市名立区赤野俣926番地2	025 537 2021
	八尾園	939 2376	富山県富山市八尾町福島10番地	076 455 2660
	三谷の里ときわ苑	920 0155	石川県金沢市高坂町ト1番地	076 257 4946
	三陽ホーム	920 0944	石川県金沢市三口新町1 8 1	076 263 7693
	七尾更生園	926 0036	石川県七尾市中挾町い部12番地	0767 57 3939
	大野荘	912 0061	福井県大野市篠座17 23	0779 66 3320
	清和寮	384 0304	長野県佐久市北川557	0267 82 2441

	施設名	〒	所在地	電話番号
中部	共和寮	381 2225	長野県長野市篠ノ井岡田3241 203	026 293 0258
	順天寮	399 4117	長野県駒ヶ根市赤穂8200 3	0265 83 2335
	れんげ荘	398 0001	長野県大町市平1091 7	0261 22 7000
	阿南富草寮	399 1505	長野県下伊那郡阿南町富草4347 21	0260 22 2524
	旭寮	380 0873	長野県長野市新諏訪1 1 60	026 232 3412
	八ヶ岳寮	391 0012	長野県茅野市金沢4518番地 1	0266 72 6211
	甲府市光風寮	400 0069	山梨県甲府市中村町4 1	055 222 2581
	鈴宮寮	404 0045	山梨県甲州市塩山上塩後409	0553 33 2747
	清山寮	407 0046	山梨県韮崎市旭町上条南割3314 14	0551 22 0639
	大垣市牧野華園	503 0031	岐阜県大垣市牧野町2 150 1	0584 71 1683
	名古屋市植田寮	468 0001	愛知県名古屋市天白区植田山2 101	052 781 0015
	名古屋市厚生院	465 8610	愛知県名古屋市名東区勢子坊2丁目1501	052 704 8432
	愛知県新生寮	475 0932	愛知県半田市鴉根町2 104	0569 27 5333
	愛知県明知寮	480 0303	愛知県春日井市明知町420	0568 88 0159
	近畿	長谷山荘	514 0077	三重県津市片田長谷町201 1
菰野陽気園		510 1326	三重県三重郡菰野町大字杉谷1572 1	059 394 2380
菰野千草園		510 1251	三重県三重郡菰野町大字千草字草里野6455 3	059 391 2201
京都府立洛南寮		610 0343	京都府京田辺市大住仲ノ谷14 1	0774 62 0415
滋賀保護院		520 0804	滋賀県大津市本宮2 6 45	077 522 4960
滋賀県立日野溪園		529 1601	滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121	0748 52 0645
さわやか荘		520 1604	滋賀県高島市今津町浜分528 11	0740 22 3493
橡生の里		520 1648	滋賀県高島市今津町角川1177 1	0740 24 0026
角川ヴィラ		520 1648	滋賀県高島市今津町角川1161	0740 24 0066
白雲寮		557 0014	大阪府大阪市西成区天下茶屋1 3 17	06 6659 8800
愛隣寮		557 0002	大阪府大阪市西成区太子1 1 19	06 6632 7489
甲子寮		557 0014	大阪府大阪市西成区天下茶屋1 3 17	06 6659 8855
三徳寮		557 0004	大阪府大阪市西成区萩之茶屋1 9 14	06 6645 0567
高槻温心寮		569 1046	大阪府高槻市塚原1 9 1	072 696 0678
フローラ		577 0809	大阪府東大阪市永和2 7 30	06 6722 4716
三恵園		563 0352	大阪府豊能郡能勢町大里222 4	072 734 0405
千里寮		565 0874	大阪府吹田市古江台6 2 8	06 6831 6301
平和寮		545 0011	大阪府大阪市阿倍野区昭和町3 4 27	06 6628 6151
今池平和寮		557 0003	大阪府大阪市西成区天下茶屋北1 4 6	06 6633 3161
港晴寮		552 0023	大阪府大阪市港区港晴2 4 25	06 6572 0061
第2港晴寮		552 0005	大阪府大阪市港区田中3 1 130	06 6573 5575
みなと寮		586 0052	大阪府河内長野市河合寺423 1	0721 62 2382
りんくうみなと		590 0535	大阪府泉南市りんくう南浜3 10	072 482 8012
淀川救護寮		533 0011	大阪府大阪市東淀川区大桐4 3 24	06 6329 2200
美原の里		587 0061	大阪府堺市美原区今井387	072 363 1352
ホーリーホーム		547 0001	大阪府大阪市平野区加美北7 1 30	06 6791 8236
総合リハビリセンターのぞみの家		651 2181	兵庫県神戸市西区曙町1070	078 927 2727
神戸市立和光園		654 0006	兵庫県神戸市須磨区養老町1丁目8番30号	078 731 0383
アメニティホーム夢野		652 0063	兵庫県神戸市兵庫区夢野町4丁目3 13	078 511 3785
ヨハネ寮		654 0015	兵庫県神戸市須磨区奥山畑町2	078 731 6535
ななくさ厚生院	651 1412	兵庫県西宮市山口町下山口1650 36	078 903 1664	
南光園	679 5222	兵庫県佐用郡佐用町西下野880	0790 77 0236	

	施設名	〒	所在地	電話番号	
近畿	救護施設 ジョイ・ガーデン	679 4232	兵庫県姫路市林田町上伊勢1137 1	079 268 8000	
	桃李園	679 0203	兵庫県加東市稲尾383 40	0795 48 4727	
	須加宮寮	631 0042	奈良県奈良市大倭町4 35	0742 45 0448	
	青垣園	635 0004	奈良県大和高田市藤森86 2	0745 53 2525	
	悠久の郷	648 0072	和歌山県橋本市東家905	0736 32 0324	
	かつらぎ園	640 8483	和歌山県和歌山市園部366 1	073 455 3651	
中国	よなご大平園	682 0023	鳥取県米子市二本木1690	0859 56 6226	
	ゆりはま大平園	689 0732	鳥取県東伯郡湯梨浜町長和田1835 1	0858 32 0780	
	泉の園	690 0021	島根県松江市矢田町保地472	0852 24 3512	
	新生園	690 1404	島根県松江市八束町波入43 2	0852 76 3311	
	さつきの園	696 0312	島根県邑智郡邑南町出羽293 5	08558 3 1313	
	津山広済寮	708 0006	岡山県津山市小田中1412	0868 22 2606	
	たましま寮	713 8113	岡山県倉敷市玉島八島1385 1	086 522 2230	
	笠岡市恵風荘	714 0066	岡山県笠岡市用之江429 1	0865 66 0751	
	矢掛寮	714 1227	岡山県小田郡矢掛町小田5630	0866 84 8104	
	ニュー三楽園	709 3614	岡山県久米郡久米南町下弓削687 1	0867 28 4111	
	三楽園	708 0883	岡山県津山市一方218 1	0868 22 7347	
	浦安荘	702 8026	岡山県岡山市浦安本町209	086 263 9201	
	救護院	731 5143	広島県広島市佐伯区三宅2 1 2	082 921 1122	
	呉広風園	737 0911	広島県呉市焼山北3丁目21 2	0823 33 7177	
	みつぎ清風園	722 0353	広島県尾道市御調町高尾45番地	0848 77 0030	
	萩市救護所	758 0011	山口県萩市大字椿東1448	0838 25 1366	
	石城苑	743 0101	山口県光市塩田1382 4	0820 48 2110	
	下関市梅花園	759 6534	山口県下関市大字永田郷459 4	083 286 2231	
	周南荘	745 0811	山口県周南市五月町12 1	0834 21 3641	
	愛和苑	742 2803	山口県大島郡周防大島町大字土居1465	0820 73 1133	
聖和苑	747 1221	山口県山口市鑄銭司3354	083 986 2112		
四国	徳島市立寿楽荘	770 0874	徳島県徳島市南沖州5 5 25	088 664 0650	
	小鳴門荘	771 0360	徳島県鳴門市瀬戸町明神字上本城85	088 688 0180	
	みよしの山荘	771 2502	徳島県三好郡東みよし町足代1736 1	0883 79 3102	
	清水園	762 0021	香川県坂出市西庄町1635 1	0877 46 4277	
	萬象園	763 0091	香川県丸亀市川西町北字龍王1685 1	0877 22 9176	
	丸山荘	790 0062	愛媛県松山市南江戸6丁目1697	089 946 5110	
	大洲幸楽園	795 0013	愛媛県大洲市西大洲甲911 1	0893 24 3075	
	津島荘	798 3303	愛媛県宇和島市津島町近家甲1607 55	0895 32 2423	
	みさか荘	791 1134	愛媛県松山市恵原町甲1000	089 963 2328	
	浦戸園	781 0114	高知県高知市十津2 12 2	088 847 4510	
	高知市誠和園	781 0240	高知県高知市横浜4 2	088 841 1733	
	九州・沖縄	福岡市松濤園	819 0165	福岡県福岡市西区今津4815	092 806 0661
		愛の家	803 0853	福岡県北九州市小倉北区高尾2 5 20	093 561 0007
仁風園		816 0901	福岡県大野城市乙金東2丁目26番1号	092 503 2004	
梅寿園		822 1404	福岡県田川郡香春町柿下612 1	0947 32 7311	
第2優和園		803 0181	福岡県北九州市小倉南区大字呼野131 3	093 452 3939	
さわやかひびき園		808 0062	福岡県北九州市若松区古前2 26 1	093 771 7719	
なのみ		824 0603	福岡県田川郡添田町大字中元寺844 123	0947 41 7070	
かんざき日の隈寮		842 0122	佐賀県神埼市神埼町城原2725 3	0952 52 2229	